

# 大府飛行場中国人強制連行・強制労働問題の概要について

南 守夫

## はじめに) 大府飛行場中国人強制連行・強制労働問題への取り組みの意義

愛知県におけるアジア・太平洋戦争中(1931年9月-1945年8月)の中国人強制連行・強制労働の歴史は、長い間詳しい調査が行われず、一般にはほとんど知られてこなかった。1960年代前半に「中国人俘虜殉難者名簿共同作成実行委員会」が中心となってまとめた「中国人強制連行事件に関する報告書」全4篇が1980年代後半以後『資料 中国人強制連行』(田中宏、内海愛子、石飛仁篇、明石書店、1987年)及び続編『資料 中国人強制連行の記録』(田中宏、内海愛子、新美隆篇、明石書店、1990年)として発見・復刻され、またその元となった1946年3月作成の「華人労務者就労事情調査報告書」(いわゆる「外務省報告書」)及び135事業所による「華人労務者就労顛末報告書」が東京華僑総会でNHK取材班によって1993年に「発見」され(田中宏、松沢 哲成(編)『中国人強制連行資料―「外務省報告書」全五分冊ほか』(現代書館、1995年)として刊行)、中国人強制連行の歴史の解明に大きく寄与した。

これらの資料によって、中国人が強制労働を強いられた全国135事業所の中に「地崎大府」(事業場一覧では「No.3」)という名前が含まれていることが、この問題に関心を持つ人々に広く知られることとなった。全国では、「鹿島花岡」や「西松安野」、「港湾大阪築港」及び北海道や九州をはじめ、全国各地で長い年月を費やして多くの人々によってその実態が調査され、また追悼行事や補償問題への取り組みが行われてきた。近隣では1950年代の遺骨送還運動の時期から岐阜、長野、静岡などで追悼・調査活動が行われてきている。しかし、愛知県の場合はその詳細はほとんど調査されず、追悼行事及び補償問題への取り組みも行われて来なかった(ただし、大府飛行場跡の遺構等については愛知県の「戦争遺跡研究会」の池田陸介氏を中心とした人々による調査活動が以前から行われていた。また、田中宏氏や「ピットマンの会」、日朝協会愛知県連合会、「<ノーモア南京>名古屋の会」などによる『写真集 証言する風景 名古屋発/朝鮮人・中国人強制連行の記録』(風媒社、1991年)は愛知県及び岐阜県の強制連行・強制労働の現場を地下軍需工場跡を中心に14カ所余り紹介した労作であるが、大府飛行場への中国人強制連行については取り上げていない。また、中国人強制連行北海道訴訟は大規模な戦後補償訴訟であるが、そこでは地崎大府に対する訴訟(原告2名:楊東元(東雲)氏(石門隊)と王洪書氏(済南隊))を含むものだった。ただし、札幌高裁判決文(2007年6月)には地崎大府出張所についての詳細は示されていない。また、弁護団も大府での調査は行わなかった。)

こうした中で、愛知県史の資料収集の過程で中国人強制連行の資料が集められたこと(2006年発行の『愛知県史 資料編 27 政治・行政4』に掲載)を一つの契機として、2007年頃から西秀成氏や日中友好協会愛知県連合会及び地元大府の人々(「中国人殉難者慰霊祭現地準備委員会」)を中心に調査及び追悼行事の取り組みが始められた。2009年9月には第一回慰霊祭が行われた。そして、2010年3月に生存者及び遺族への聞き取りを中心とした中国

への訪問調査が行われた。こうして、ようやく愛知県における中国人強制連行・強制労働の歴史の解明と追悼の取り組みが緒についた。

480人という連行者の数は強制連行された38935人の中国人全体からみれば1.2%（81分の1）に過ぎず、死亡者数5人は6830人中で0.07%（1336分の1）に過ぎないが、しかし、大府での強制労働の日々は、その「少数」のグループの人々の一人一人にとっては、忘れられない苦難と闘いの歴史であり、死亡した人々の遺族にとっては故人についてのかけがいのない消息である（本稿の末尾に死亡者31名全員の死亡時期・死因等をまとめた一覧表「地崎組石門済南隊（第一期496名）：死亡者31名の名簿と遺骨所在地一覧」を掲載した）。今日までほとんど放置されてきたその歴史の空白を埋め、追悼行事や記念事業を行う作業は、地元の人々の義務であり、また生存者及び遺族に対する最小限の責任でもあると思う。そして、全国的に見ればもっとも遅い（または遅すぎる）取り組みの一つであるが、全国135の中国人強制労働の現場の中の1つ、連行者数においては約1%に過ぎないとしても、その空白を放置せず、その実態を明らかにすることは、中国人強制連行の歴史の全体像の解明に対しても、ささやかな貢献となるだろう。

本稿の主な目的は、外務省報告書をはじめとする既存の資料と先行研究及び生存者・遺族への聞き取り調査、及び河北大学の劉宝辰教授が1990年代から調査した生存者の証言等を基に、中国・河北省及び山東省での捕獲・拉致から、石門及び済南での収容所生活、そして青島から下関を経て北海道への連行、北海道伊屯武華・置戸及び愛知県大府での強制労働、そして再び北海道平岸での強制労働と日本敗戦後の帰還まで、愛知県へ連行された中国人たちが辿った足取りの全体像を跡づけることにある。その際に大府での強制労働の実態については別に詳しい報告があるので、大府の前後に重点をおいて述べることにする。

## 1. 中国人強制連行・強制労働の概要

アジア・太平洋戦争中の中国人強制連行・強制労働の歴史は、外務省報告書や田中宏氏などによる前述の資料集があり、古くは中国人強制連行事件資料編纂委員会（編）『草の墓標 —中国人強制連行事件の記録』（新日本出版社、1964年）から、近年の杉原達『中国人強制連行』（岩波新書、2002年）や西成田豊『中国人強制連行』（東京大学出版会、2002年）等まで、関係者の聞き取りを含めた調査研究が多く、市民・ジャーナリスト・研究者等によって積み重ねられている。詳細はそれらの文献に譲って、ここでは叙述の必要上最小限に限って、ごく簡単に概要を述べるにとどめる。

### 中国人強制連行・強制労働の全体像

アジア・太平洋戦争期における日本（政府・軍・企業）による中国人の強制連行・強制労働の歴史をその起源から考える場合、最初に位置するのが「満州国」における強制労働の歴史である。そして、「満州国」内での、及び華北からの「満州国」内等への強制連行・強制労働は「満州国」成立から日中全面戦争後、戦争の全期間にわたって大規模に行われ、

多くの中国人が被害者となり、死亡した。1943 年から始まる日本本土への中国人の強制連行・強制労働はすでに大規模に行われていた満州及び華北での強制連行・強制労働の（比較的規模の小さい）一部であると言えることができる。1944 年 12 月の「東亜労務連絡会議」の議事録によれば、同年度における日本占領下の華北からの中国人の「労働者」の「対外供出」の内訳は、「満州国」向け 41 万人、「蒙疆」向け 7 万人、「華中」向け 6 万人、日本向け 5 万人と決定されている（杉原達『中国人強制連行』、70 頁）。合計 59 万人の内、日本向けはその 8.5 %に過ぎない。日本への強制連行が本格的に始まっていたこの時期においても、それよりも遙かに多くの中国人たちが「満州国」をはじめとする地域へ強制連行され、過酷な労働を強いられ、多くの死者を出していたのである。中国人強制連行・強制労働の問題は、これらの全体像の中に位置づけて考えることが重要である。

### 捕獲・拉致・収容及び出港まで

中国人たちはまず、河北省や山東省などで日本軍によって捕獲・拉致される。多くの資料や証言が示すように、日本軍は戦闘のためではなく労働者を確保するために「劳工狩り」または「兎狩り」と呼ばれた作戦を実施し、八路軍など中国共産党系の兵士や活動家、国民党系の兵士だけではなく、汪兆銘（汪精衛）政府系などの傀儡軍の兵士までも捕獲し、さらに多くの一般農民などを捕獲・拉致した。そして、石家荘の石門捕虜収容所（「石家荘集中營」）や済南の済南捕虜収容所（「新華院」）などの強制収容所に収容した。そこで、拷問や虐待、伝染病、飢餓等で数多くの人々が死亡した。今年 3 月の調査の際に、河北大学の劉宝辰教授に案内されたが、「石家荘集中營」（「集中營」は強制収容所の意）では約 5 万人の収容者の内約 2 万人が死亡したと語っていた。そして、その死体を運んで埋めたという証言のある付近の場所にも案内された。そこは今駐車場や工場等になっていて、多くの遺体はその地面の下に埋められたままだという。この過酷な収容所を生き延びた人々が日本の「移入」業者と日本政府による「華北労工協会」などの機関との間の「契約」に基づいて「華人労働者」と身分を勝手に変えられて、「満州国」や日本本土へ強制連行された。なお、収容所から青島や塘沽などの港までの連行中に逃亡または死亡した人々もいた。中国人俘虜殉難者名簿共同作成実行委員会の「第三篇 強制連行並びに殉難状況」によれば、「収容所より乗船までの減員」は 2825 人に及び、その内訳は「理由不明 2565 人、乗船不能 126 人、逃亡 108 人、死亡 24 人」とされている。この「理由不明」や「乗船不能」等の中に多くの死者が含ま



石門捕虜収容所跡「石家荘集中營  
殉難同胞紀念碑」



済南捕虜収容所「新華院」跡、琵琶山萬人坑紀念碑

れていると考えられる。また、「中国現地収容所からの連行出発人員」として 41762 人という数字が挙げられている（『資料 中国人強制連行』（田中宏、内海愛子、石飛仁篇、明石書店、1987 年）523 頁）。つまり、収容所から乗船までの「減員」を含めると、これが日本への強制連行のために収容所を出発させられた人々の総数となり、外務省報告書が挙げている数字 38935 人は日本に向けて乗船した人数であり、被害者の実態より少ない数字であることになる。日本への強制連行の被害者の全体像を考える場合、日本へ向けて収容所を出発し、乗船までの間に病気や虐待で死亡したり、逃亡を企てて殺害された人々も当然考慮されなければならない。従って、6830 人という外務省報告書の死者数も実態より少ない数字であると認識しなければならない。もちろん、日本の中国人強制連行政策の本当の被害者の総数は、日本軍による労工狩りの際の死亡者や収容所での多くの死亡者を含めて考えなければならない。そして、戦時中の外国人強制連行の歴史全体を捉えるとき、もちろん日本植民地下の朝鮮半島からの遙かに大規模な強制連行・強制労働問題を含めた全体像の中に位置づけて考えなければならないことは言うまでもない。

#### 日本への「移入」と地域及び業種別概要

日本本土への中国人の強制連行・強制労働は、徴兵等による戦時下の労働力不足への対策として、1942 年 11 月の「華人労務者内地移入に関する件」の閣議決定に基づき、1943 年 4 月-11 月の「試験移入」（「三井田川第二坑」など 8 集団 1420 人）の後に、1944 年 3 月から「本格移入」が始められた（最初の集団として北海道の地崎組伊屯武華出張所への連行のために 3 月 21 日に青島を出港した 496 人が、後に大府飛行場に連行されてくる人々である）。そして「移入」は 1945 年 5 月（「日鉱大江」など）まで続けられ、前記のように合計で 38935 人（外務省報告書）にのぼった。彼らは全国 135 の事業所に配置された。地域別では、北海道 58、東北 9、関東 7、中部・北陸 25、近畿 7、中国地方 5、四国 1、九州 23。北海道だけで約 43 %、北海道、中部・北陸及び九州の 3 地域で約 8 割を占める。業種別では土木建築業と鉱業を中心として、他に造船業、港湾業に分かれる。「移入」業者数及び連行数の内、土建業は 15 業者 15153 人（川口組 2657 人、鹿島組 1891 人、地崎組 1741 人など）で、全連行数の約 39 %に当たる。鉱業は 15 業者 12405 人（三井鉱山 2908 人、三菱鉱業 1965 人、日鉄鉱業 1541 人など）で、全連行数の約 32 %になる。土建と鉱業で全体の約 7 割を占めている。

#### 死者数及び死亡率

全死者数は前述のように 6830 人と報告されている（外務省報告書）。死亡率は全体で 17.5 %にのぼる。事業場別では、死者数の多い順では鹿島組花岡 418 人（連行者 986 人、死亡率約 40 %）、川口組室蘭 310 人、三井鉱山三池万田坑 294 人など 200 人以上の死者を出した事業所は 7 カ所あり、100 人-199 人の死者があった事業所は 12 カ所にのぼる。死亡率では、戦線鉱業仁科が 200 中 104 人死亡で 52%を筆頭に、川口組芦別が 600 人中 273 人死亡で 46%、次いで北海道炭礦汽船空知天塩が 300 人中 136 人死亡で 45 %（死亡率 40 %以上が 7

事業所)。つまりこれらの事業所では連行された中国人のほぼ 2 人に 1 人が死亡したのである(『草の墓標』巻末 313-319 頁の付表に基づき計算、連行者数は中国の港を出港させた者の数であり、死者数は日本への乗船から帰還のための日本から乗船までの数字である。従って、中国出航後船中及び事業所到着までの死者も含む。ただし、収容所から日本への出港までの死者及び帰還のため船中での死者等は含まない)。驚くべき死亡率であり、被連行中国人の置かれた過酷・非人道的な境遇を端的に伝えている。

### 中国への「送還」と遺骨返還運動

日本の敗戦後、強制労働を生き延びた人々は各地から中国へ送還された。外務省報告書によれば、敗戦前送還者 1180 人、行方不明 88 人、その他の残留者 100 人を除いて 30737 人が、敗戦後 1945 年 10 月 9 日に新潟港から送還第一船「江ノ島丸」で 1653 人が送還されたのをはじめ、年末までに大半が帰国の途についた。帰国した彼らは国共内戦に直面し、また「文化大革命」期には日本での強制労働を理由に迫害をうけた人々もいた。

日本での強制連行中に死亡した 6830 人の遺骨については、死亡時に各事業所で火葬され遺骨が付近の寺に安置された場合もあれば、鹿島花岡のようにただ地中に埋められて放置された場合もある。その遺骨は、生存者が送還時に持ち帰ったものもあるが、その数は不明である。そして残された遺骨については、1953 年 2 月に日本赤十字社、日中友好協会、平和連絡会等を中心に労働組合や宗教者等の広範な人々によって結成された「中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会」(委員長・大谷榮潤、事務局長・菅原恵慶)を中心としてその後各地で結成された実行委員会などによって調査・収集及び発掘され、慰霊祭が行われ、1953 年 7 月に鹿島組花岡出張所の 407 人分を中心に 551 人分の遺骨が送還捧持されたのをはじめとして、1958 年まで 8 次、及び 1964 年の第 9 次にわたり遺骨送還が行われた。第 1 次から第 8 次までに送還された遺骨数は 2849 で、重複を除いて 2745 名分とされている(『資料 中国人強制連行』510 頁の「付表 II 「送還序次別中国殉難者遺骨送還状況一覧表」)。第 9 次を含めて、推定で 2822 人分の遺骨が送還された(石飛仁『中国人強制連行の記録』257 頁)。なお、天津市の抗日殉難烈士・勞工紀念館には現在 2316 人分の遺骨が安置されている(2009 年現在、同紀念館パンフレット)。しかし、実行委員会の人々の努力にもかかわらず遺骨の所在が不明の場合も多い。



天津・「在日殉難烈士・勞工 紀念館」  
の遺骨保管所

### 戦後補償問題

鹿島建設花岡での強制連行・強制労働及び虐殺の被害者や遺族らとそれを支援する日本人有志たちの長い粘り強い運動の結果、東京高裁での和解成立(2000 年 11 月)を経て、謝罪と補償及び記念館建設等の要求を勝ち取るまで、半世紀もの間、日本政府からも日本企業からも何の補償もなく放置されていた。そして、裁

判所の和解勧告に基づいて補償金の支払いに合意した西松建設安野の例(2007年4月27日、最高裁判決、2009年10月23日、和解成立)などの例外的なケースを除いて、多くの中国人遺族や日本の市民や弁護士等の努力にもかかわらず大部分の被害者は謝罪も補償も受けることなく、死亡し、または死亡しつつあるのが現状である。ドイツでは、後述するように、2000年に連邦議会で強制連行・強制労働の被害者のための「記憶・責任・未来」基金を政府と企業が設立し、ポーランドやロシアを中心にまだ生き残っている全該当者に補償金を支払うことを決定し、2006年10月までに160万人を超える人々に対する支払いを終えた。日本の場合は未解決の問題として、今も存在している。

## 2. 地崎組「華人労務者石門済南隊」の強制連行・強制労働の概要

### 1) 大府飛行場へ強制連行された中国人たち

外務省報告書に記載されている事業所番号「No.3」の「地崎組大府出張所」とは、正確には、名古屋市南郊外に位置する大府町(現大府市)と上野町(現東海市)をまたいで広がる広大な丘陵地帯(59万坪)に、三菱重工名古屋航空機製作所と陸軍航空本部名古屋建設隊知多工事本部が陸軍の最新鋭爆撃機である「4式重爆撃機」(「キ67」又は「飛龍」)の組み立て工場(「三菱重工業名古屋航空機製作所知多工場」)を建設・拡張するために、地元市民や朝鮮人労働者だけでは不十分に、中国人強制労働者を使役するために設置した「出張所」のことである。従って「大府」という呼称は必ずしも正確ではなく、中国人たちも「ウエノ」という名で覚えている場合も見られる。この「地崎大府」での強制労働の実態と現在の姿については別の詳しい報告に譲り、ここで1944年11月30日から1945年の6月30日までの約7ヶ月の間強制労働に従事させられた中国人たち480人(内5人がこの地で死亡)がどのような人々であり、どのような経過を経てこの地に至り、またこの地を離れて、どのような経過を経て中国に「送還」されたのか。その足取りを辿る。

### 2) 中国における捕獲及び拉致、収容、そして乗船まで

#### 480人と496人と500人と535人

この480人の中国人たちは、1944年3月21日に中国山東省の青島を出港するときは496人だった。さらに、収容されていた「石家荘集中営」(河北省)並びに済南の「新華院」の強制収容所を出発するときは、535人だった。この「535人」という数は「株式会社地崎組代表取締役地崎九一」が「華北勞工協会理事長趙琪」と交わした「移入契約書」の「華人労務者第1次対日供出(「移入」)実施細目」に記された「契約数」である(ここでいう「供出」とは「訓練生供出」のことで、「外務省報告書」によれば、「現地日本軍ニ於イテ作戦ニ依リ得タル俘虜帰順兵」などを華北勞工協会が「下渡」され、一定期間「渡日必要ナル訓練ヲナシタルモノ」を供出する方法と説明されている)。しかし後述するように実態とはかけ離れている。内訳は、「大隊長1名、中隊長3名、小隊長8名、分隊長25名、炊事夫長以下15名、書記8名、労務者475名」である。この「華北勞工協会」とは中国人強制連行に中心的な役割を担った実



質的に日本政府の管理下にある労務機関である。この「契約」に関して当事者の中国人たちは何も知らされていないし、そういう「契約」の存在自体を知らない。顛末報告書には、次のように書かれている。「募集機関」として「現地軍ノ斡旋ニヨリ華北勞工協會トノ契約ニ基キ同協會ノ供出ニ依リ雇傭セリ」。そして、「移入契約ノ大要」として、「別紙契約書記載ノ通りニシテ華勞個々トノ契約ニハアラズ対照(ママ)ハ華北勞工協ナリトス」。つまり、労働させられる本人たちとは契約を結んでいないと、明記されている。華北勞工協會と連行される中国人たちの間に別に何らかの「契約」が結ばれた事実は存在しないので、当事者に無断で結ばれた「契約」は「契約」とは見なされ得ない。従って、この「契約」なるものも不法な強制連行の事実を隠すための一種の詐称であるといわなければならない。この535人が石門及び済南の収容所を出発して青島の大港駅近くの「青島第一勞工訓練所」に一旦収容され、乗船するまでに39人が「減員」となり、496人が乗船することになった。その39人は「不明者」とだけ記録されている。詳しい実態は不明だが、途中で逃亡に成功したり、逃亡を企てて失敗し殺害されたり、収容所を出発する時にすでに身体衰弱し、途中で乗船不能となり、やがて死亡したりした人々が含まれると推定できる。

この中で、1名だけ実態が伝えられている希なケースがある。今回の訪問調査で聞き取りを行った楊貴発氏の遺族の証言の中に、「青島に着いた後、父の甥は青島の学校に監禁され、鉄条網を乗り越えようとして殺されました。その甥は私の父よりも何歳か年上でした。死んだ後に日本人が彼の遺体を焼き、私の父が遺骨を受け取り、日本へ持っていきました。」という一節がある。そして、日本でもずっと持っていて、帰国するときに、持ち帰った、と証言されている。この楊貴発氏の甥（「楊贖爾」氏、河北省定州市趙村郷西南佐村、20歳と推定できる）も、大府への中国人強制連行に関わる被害者であると見なさなければならない。被害の実態を正確に把握しようとする場合、収容所での多数の死者や勞工狩りの際の死者とともに、「外務省報告書」が除外しているこのような被害者の存在を私たちは無視することはできない。それは、この中国人強制連行がそもそも孕んでいる犯罪的及び暴力的な性格を端的に示しているからである。

なお、青島で殺害されたという証言のあるこの「楊贖爾」氏に関して、船中死亡の「楊贖兒」氏とは発音が似ており、同一人物ではないかという疑いがある。これは現時点では検証されていないが、もしそうならば、逃亡を企てた者を殺害したことを隠蔽するために



青島第一勞工訓練所跡、当時は平屋で、右下の煉瓦造りの古い門柱が残る。現在は警察署と7階建ての民間住居となっている。鉄山路と青城路の交差する所。



現在の青島港入り口

「心臓麻痺」で「船中死亡」と詐称した疑いが生じる。そして、実際に青島を出港したのは 495 名となる。「嘱託医」が同乗していたとされているのに船中死亡の「楊蔵児」氏の死亡診断書がない理由及び遺体処理の実際や、年齢と出身地のことも含めて、この点については調査が必要である。ただしその後、2010 年 9 月に第 2 回追悼式のために来日した楊印山氏が、名古屋市内での筆者達との聞き取りに答えて、船中死亡の楊蔵児とは親戚であり、船中で横たわっている楊蔵児氏に「ご飯を食べさせてあげた」という証言をしている。この証言が正確ならばやはり楊臓爾氏とは別の楊蔵児氏が船中死亡したことになる。

ところで、顛末報告書には、奇妙なことに、「募集状況」として「契約人員 五〇〇名」と記されている。これはどういうことか。「移入企業」地崎組が強制連行者の割り当てを要求する場合に、535 とか 496 とかの中途半端な数字を提出することは考えにくい。考えられることは、本来の募集人員はこの 500 人であり、「移入契約書」の「華人労務者第 1 次対日供出（「移入」）実施細目」に記された 535 人が実際に「契約」された数字であり、その差 35 人はあらかじめ想定された「減員」数だったということである。収容所を出てから現地に到着するまでに、病気で死亡したり移送不能になったり、逃亡して減ったり、逃亡を企てて失敗し射殺される者たちなどの数をおおよそ織り込んでいたことを推察させる（家族が賄賂によって救い出すことも含めて）。そして、実際に出港までにすでに 39 人が減員したのである。

### 捕獲、または劳工狩り

この 535 人を含めて日本国内や「満州国」等に供出する劳工を確保するために、河北省や山東省で日本軍が捉えたさらに多くの人々（兵士や農民など）、及び捕獲作戦の過程で殺害された多くの人々が存在する。その数は不明である。今回の訪問調査でその捕獲・拉致の実態の一端を示すいくつかの証言が得られた。

楊印山氏は河北省定県西南佐村で 1944 年に 17 才の時、日本軍に捕まった。「夜中の 2 時か 3 時、寝ていた時ですが、この村で 9 人が連行されました。」そして、「捕まった時は村のゲリラ隊だったのですか。」という我々の質問に、「いいえ、普通の農民でした。捕まった者たちはみな農民だったのです。当時共産党に参加していたものはおらず、みんな農民でした。」と明確に答えた。夜中に日本軍は農村を襲い、普通の農民の若者たちを文字通り拉致したのである。遺族の証言によると楊印山氏の従兄弟に当たる楊貴発氏も兵士や共産党の活動家ではなく、普通の農村の若者だった。16 才の（旧暦 12 月の）年越しの時に、村が日本軍に包囲され、捕まっている。これに対して、唐燦氏と王連喬氏の場合は、ともに共産党員で活動中に捕まっている。唐燦氏の場合は、河北省清河県西趙莊村で当時 18 才の 1944 年の 1 月 1 日に抗日運動の工作員として会議中を日本軍に襲われ、捕まっている。「裏切り者に密告されたため」と話している。王連喬氏は 1940 年に八路軍に入隊して党員になり、18 才だった 1942 年に軍の通信員として活動中に日本の司令官の指揮する「特工隊」と当時彼らが呼んでいた部隊に趙家九宮村を包囲され捕まった。



このように、我々が訪問調査した3人の生存者と1名の遺族の場合、連行当時には一般の農民2人と共産党員2人だった。党員だった唐燦氏と王連喬氏の場合は「俘虜」と呼べるかもしれないが、2人の楊氏は普通の農民で「俘虜」ではない。つまり、日本軍は一般農民をも文字通り捕獲・拉致したのである。

### 「石門隊」と「済南隊」

後に大府に連行されてくる中国人たちは二つのグループから形成されていた。一つは河北省の石門に收容されていた人々で、日本へ出港当時296人で「石門隊」と呼ばれた。もう一つは、山東省の済南の收容所（「新華院」）に收容されていたグループで、出港当時200人だった。「済南隊」と呼ばれた。この二つのグループが青島で合流して、496人の「地崎組石門済南隊」となった。後述するように、この二つのグループは日本で同じ事業所に連行されていてもそれぞれの単位で別々に生活・労働し、日本での強制連行・強制労働期間を通して基本的に接触がなかった。従って、この二つのグループは別々に考察しなければならない。互いに接触がなかったのは、捕獲・收容された地域が異なり、別々の集団（「部隊」）として編成されることが基本的な理由と考えられるが、後述するように、石門隊には共産党関係者が多く、済南隊には国民党関係者が多かったという政治的な性格の違いも関係している可能性がある。管理する日本側として、連行者同士の紛争を防ごうという意図で接触を避けたのかもしれない。この点については、現在のところ資料が見つかっていない。さて、我々が訪問調査した4人の関係者はいずれも石門隊に所属した人々であった。済南隊の生存者にはまだ直接会っていない。済南隊の人々についての情報はほとんど入手できていないのが現状である。従って、この報告書の記述も石門隊の人々のことが中心にならざるをえない。

### 「石家荘集中営」

日本軍に捕獲された捕虜並びに農民たちは收容所に連行（拉致）された。我々が訪問調査した4人の場合はいずれも石家荘に日本軍が設置していた「石家荘集中営」と呼ばれた強制收容所に連行された。1944年1月に捕まり、日本に向けて出発する3月まで收容されていた。ここでの様子については以下の証言がある。先述の楊貴発氏の遺族は、「捕まった所（石家荘集中営）では毎日憲兵隊が彼らを共産党だと言って殴っていました。」と述べている。「彼ら」とは楊貴発氏と従兄弟の楊印山氏及び後に死亡する甥の楊臓爾氏のことを指す。一般の農民を「共産党員」と疑って、白状させるために殴打（＝拷問）したと考えられる。

工作会議中に捉えられた共産党員の唐燦氏は、「まず謝蘆の日本軍のトーチカに連れて行かれ、王官荘の日本軍の監視所へ行き、同年3月に石家荘の劳工教習所へ連行され、そして青島港へ連れて行かれた」。「謝蘆のトーチカで日本軍に真っ赤に焼けた鉄棒で全身に火傷させた。一日に一度だけ粥を与えられた。」そして「石家荘の劳工教習所ですぐさま衣服を全部没収され、汚いぼろの古い軍服に着替えさせられた。数十人が雑魚寝し、掛

け布団もなく、夜にはベルトもみな没収された。」唐燦氏の場合は、共産党員として虐待・監視された。彼は「謝蘆のトーチカで 20 日余りすごし、王官荘の日本軍基地の監視所で約 2 ヶ月、石家荘で 2-3 日監禁された」と述べており、石家荘では日本への出港の直前に収容されたことがわかる。この収容所が「勞工教習所」という名前も持っていることの意味については後述するが、実質的に「勞工教育」を唐燦氏は受けなかったことが確認できる。劉宝辰教授が集めた証言の中で、馮月潭氏の場合も、謝蘆のトーチカ→王官荘の日本軍基地→石家荘集中營という唐燦氏とまったく同じ経過を辿っている。そして、共産党員への激しい拷問も共通である。共産党員への拷問に関しては石門隊の「隊長」を務めることになる高卓氏も次のように証言している。「1943 年に日本兵に逮捕されました。捕まる前は深沢県の武装委員会の主任でした。水や棒を使った日本の本当に厳しい拷問にかけられ何度も死にかけましたが、我々の情報を漏らすことはありませんでした。その後、石家荘の勞工教習所に連れていかれました。」郭米貴氏及び郭臭爾氏の場合は、共産党員として逮捕され、新楽県の「感化院」を経由して石家荘集中營の「勞工教習所」に送られている。そして、やはり「この期間、いつも取り調べを受け、ひどく殴打されました」（郭米貴氏）と証言している。

### 3) 「俘虜」身分をめぐる二つの問題：無視と詐称

文中でも証言でも石門の収容所について様々な呼称が現れ、読者を混乱させているかもしれないので、杉原達氏のわかりやすい整理を引用しておきたい。「一九三七年一〇月、日本軍は石門（当時、石家荘ともよび、現在の中国では石家庄と記す）を占領し、北支那方面軍の主力部隊を駐屯させ、市内には五つの兵營と数十カ所の軍事施設を設けた。そのうち駅東南にあった南兵營は、後に石門俘虜収容所とよばれるようになった。三九年三月保定につくられた「石門臨時俘虜収容所」を、日本軍は八月に石門に移転し、南兵營を「戦争俘虜収容所」に改め、次いで「石門勞工教習所」とも呼び、さらに「石門勞工訓練所」と改名している。」（杉原、前掲書 63 頁）この施設がまた「石門集中營」または「石家荘集中營」と中国語で呼ばれたのである。この複雑な名称の経過は、もちろん単に名称の問題だけではなく、この施設の<sup>又エ</sup>鶴的な性格の問題に関わりがある。つまり、「俘虜収容所」という顔と「勞工教習所」という顔である。そして、ここに中国人強制連行・強制労働の孕む本質的な問題が現れている。その問題は基本的に二つあるといえるだろう。一つは、言うまでもなく、戦争捕虜の取り扱いに関する問題である。捕虜を捉えて、その捕虜に戦時国際法（「ハーグ陸戦条約（陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約）」（1907 年、日本は調印及び批准済み）と「ジュネーヴ条約（俘虜ノ待遇ニ関スル条約）」（1927 年、日本政府は署名のみ）が要求する人道的な待遇を与えず、当事者に無関係に捕虜の身分を否認し、「勞工」または「華人勞務者」として「契約」して、過酷な強制労働に使役したという問題である。日本敗戦後に中国人連行者たちが捕虜としての身分の認定を強く要求したという事実がある。捕虜に関する戦時国際法に反する犯罪行為という点については内海愛子氏が前記『資料 中国人強制連行』の

解説「連行された中国人は「俘虜」か「労務者」か」(737-744 頁)で詳しく論じているので、ここでは詳しい検討は割愛する。ただ、我々が対象としている地崎組石門済南隊に関して言えば、すでに見たように石門隊には明らかに「俘虜」として取り扱われるべき共産党関係者が含まれており、また済南隊にも国民党の兵士が存在した(北海道訴訟の原告の一人、王洪書氏は「国民党軍の兵士」で「日本軍に包囲されたことから、投降して済南の新華院収容所に収容された」(札幌高裁判決文から))。その詐術を行う施設として実質的に「俘虜収容所」が「勞工教習所」又は「勞工訓練所」という名称をも併せ持つことにされたのである。

しかし、内海氏が前述の文章で取り上げていないもう一つの問題が存在する。それは、我々が楊印山氏や楊貴發氏の証言で見たように、兵士ではない普通の農民を日本軍は「勞工狩り」作戦によって捕獲・拉致していた。彼らは、日本で強制労働中の身分としては「元俘」、つまり元俘虜とされていた。今回、東京華僑総会で閲覧することができた「個人別就労調査表」では、石門隊も済南隊も合わせて 496 人がすべて「前歴」欄に「元俘」と記載されている。そこに多くの一般農民が含まれているはずなのに(事実、李貴祥氏をはじめ何人かの「死亡診断書」では「職業」欄に「農業」という記述が見える)、それを無視して、このように一律に記述しているのは、単に調査不足ではなく、政策的な意図に基づいているとみなさざるをえない。ここにどういう問題が孕まれているか。つまり、捕虜を捕虜として待遇しない、という問題とは逆の問題、一般市民または農民の捕獲・拉致を彼らを「捕虜」とすることで正当化しているという問題である。敵兵であれば捕虜として捉えることは許される。一般市民の拉致・監禁は戦時といえども国際法違反である。このようにして、一般市民を大量に捕獲・拉致する方便として「俘虜」の名前が使用されたと考えられる。そして、当事者に無断で元々実態のない「俘虜」としての身分を変更して、「勞工」として強制労働に使役したのである。このように「俘虜」という身分は日本政府及び企業の国際法違反行為を正当化するために、一方で無視され、他方で詐称されたのである。

#### 4) 日本への連行

##### 船中死亡及び上陸直後死亡

石門及び済南の収容所等を生き延び、青島から日本へ向けて 1944 年 3 月 21 日に出港した石門隊 296 人、済南隊 200 人の計 496 人の中国人たちは、船中で 1 名死亡し(石門隊の楊蔵児(敬称略、以下同じ)、18 才)、495 人が 3 月 26 日に下関に上陸した。しかし、下関で 3 月 28 日から 6 月 9 日までに 5 人が死亡している(赤間弟(28 才)、刘成章(22 才)、李海奮(25 才)、李運明(20 才) 李貴祥(23 才))。上陸直後の死亡者は航海中に何らかの理由で病気になるか病気が悪化して、列車での北海道までの輸送に耐えないと判断されて、下関に残され死亡したと考えられる。『資料 中国人強制連行』掲載の「中国人殉難者名簿」(17 頁)によれば、船中死亡の楊蔵児の死因は「心臓麻痺」とされている。下関での死亡者 5 人の死因は、順に「急性肺炎」、「急性肺炎」、「大腸炎」、「肝臓炎兼肺結核」、「右大腿部腐織炎」とされている。しかし、船中死亡者を除いて「死亡診断書」はあるが、この間の各死亡者の死

亡の経過についての具体的な資料や証言は得られていない。「華人労務者就労顛末報告書 石門済南隊関係」(以下「顛末報告書」と略す)では、この6名の死亡についてこう記している、「(五)輸送状況」の「(3)華労ノ健康死亡事故 健康状態概シテ不良船中ニ於テ一名ノ死亡者ヲ出シタルモ上陸後処定ノ手続キヲ取り火葬ニ付セリ 尚上陸後下関ニ於テ重症患者五名ヲ同市高須病院ニ入院治療セシメタルモ何レモ遂ニ死亡スルニ至リ夫々同市ニ於テ手続ヲ採リ処置セリ」。健康状態が概ね「不良」と記されていることが注目される。さらに、下関で死亡した5人について別の箇所に、「何レモ内疾患者ニシテ現地出発当初ヨリ発病シ居リアルモノ、如クニシテ不幸死亡セシモノ」と述べている。「不幸」で片づけているが、はじめから病気の者を強制連行したことの反省は見られない。青島で乗船するまでに病気で乗船不能と見なされた者たちが残されたにもかかわらず、実態としては、そのときすでに病気だった者たちをも乗船させ、死亡させたのである。「健康状態概シテ不良」と記されていることから、他にも病気の人々が多数含まれていたと考えられる。船中死亡に関して、今回の訪問調査で楊貴発氏の遺族は父から聞いた話として、先に引用した部分、「捕まった所では毎日憲兵隊が彼らを共産党だと言って殴っていました。」の後にこう続けている、「それから青島に行ったのです。彼らは船でも一人ずつ頭を殴り、死んだ人も多かったです。死んだ人は海の中に捨てられました。」船中死亡は1名と記録されているので、矛盾するが、船中で虐待があったという証言である。いずれも10代または20代の若者がわずか5日の航海によって6人も死亡したことは、収容所や青島移送時の待遇等によって出港時まですでに衰弱していたこと、船中での待遇が劣悪であったことを推察させる。中国人強制連行全体を見れば、船中死亡は548人に上り、「連行乗船人員」38939人の1.4%に当たる。

##### 5) 北海道トコロ常呂郡留辺ルベシベ薬町への移送

上陸の日の夜に下関を出発した490人は列車で山陽本線・東海道本線・東北本線・石北線を乗り継ぎ、3月31日に北海道常呂郡留辺薬町に到着する。この到着の翌日の4月1日に2名(王洪三(23才)と鄒書建(35才))が死亡する。また、その数日後、3日に楊文福(18才)、4日に胡明方(20才)が死亡する。さらに、到着2週間以内に3名が死亡した(4月8日に謝運興(40才)、4月13日に張景洋(25才)、同14日に宋紀曾(29才)、)。この二人の発病は「死亡診断書」によれば、共に3月21日となっている。またこの7人の死亡診断書に記された死因は順に「急性腸カタル」、「急性肺炎」、「回帰熱疑似症」、「回帰熱疑似症」、「急性肺炎及大腸カタル」、「急



現在の留辺薬駅と石北線の線路

この石北線の工事、特に留辺薬駅近くの常紋トンネル工事ではタコ部屋労働による酷使により多くの死者が出た。トンネル内に放置されていた遺体を発掘し、有志と留辺薬町によって、1980年以來線路脇に大きな「常紋トンネル殉難者追悼碑」が建立されている。

(『トンネルの壁のなかから』1983年)

性肺炎」、「肺結核」であり、発病日は順に、3月25日、3月25日、3月21日、3月21日、3月21日、3月21日、3月21日となっている。つまり、前の2名は船中で発病、後の5名は青島を出港した日に発病したことになる。つまり、下関に到着したときにはすでに発病していたのである。それを無理な移送を強制した結果と言わなければならない。なお、3月21日の「発病」はそのままでは受け取れない。出港以前にすでに発病していたものを、便宜上出港日と記した可能性がある。つまり、もともと乗船させることが無理な病人を強制連行した疑いが生じる。地崎組の顛末報告書ではこの点について何の反省もなく、むしろ「輸送中中華勞ノ健康状態竝ニ長途旅行ニ馴レザル為其ノ世話ニ付テハ相当困難ヲ来シタルモ同乗警察官及ビ通過地警察官憲移動配置等至レリ尽セリノ配慮ニ依リ何等ノ事故ヲ起スコトナク輸送ヲ完了スルコトヲ得タルモ次第ナルガ最終駅ナル留邊藥ニ到着後重症二名同町里沢医院ニ收容セルモ手当ノ甲斐ナク到着翌日遂死亡セリ」（下線：引用者）と記されている。発病している者を長距離移送させた上で、その病気の悪化が原因で移送直後に7人も死なせておいて、「至れり尽せり」とは。

#### 6) 中国人強制連行の主唱者としての地崎組

ここでこの中国人たちの「移入」業者である地崎組について述べておこう。地崎組は中国人強制連行・強制労働の言わば「言い出しっぺ」であり、また最初から最後までもっとも熱心だった業者の一つである。北海道を中心に11事業所を持ち、石炭採掘（大夕張、上砂川）、鉍石採掘（伊屯武華、置戸、北海道）、発電所建設（東川）、飛行場建設（大府）、鉄道港湾建設（大野、落部）、工場建設（平岸）、港湾荷役（函館）とあらゆる業種に携わり、「移入」人数の総計では前述のように1741人で、全体の33企業の中で7番目である。この地崎組の代表・地崎宇三郎（二代目）はもっとも早くから中国人の内地「移入」を政府に働きかけていた人物である。すでに1939年7月に「北海道土木建築業連合会内、外地労働者移入組合 発起人代表」として厚生内務大臣に宛てて「願書」を提出し、「全国的ナル労働力不足ハ姑息ナル方法ニテハ到底打開シ難キヲ察シ、茲ニ支那本土ヨリ労働者ヲ移入シ此問題ヲ根本的ニ解決スルノ外無シト愚考仕リ茲ニ其具体的方法並ニ理由ヲ開陳致候」と述べている（『中国人強制連行・暗闇の記録』6-10頁）。この「願書」はすぐには実現しなかったが、これは、記録に残っているなかで、企業側から政府への要請の最も早い例である。彼はその後個人的にも政府への働きかけを続けた。1941（昭和16）年9月1日付けの次のような文書が発見されている。「苦力移入の案を[中略]不肖及ばず乍ら中央に於いて今日迄諸種奔走を試みたる結果時代の趨勢に伴い近時漸く其の曙光を認められ[後略]」（「準備会」案内状、地崎宇三郎）」（以上、花岡問題全国連絡会（準）編、『中国人強制連行・暗闇の記録』、1991年、6-10頁）

やがて1942年11月の「華人労務者内地移入に関する件」の閣議決定にいたる。そして、1943年の「試験移入」を経て1944年3月の「本格移入」が始まると、真っ先に手を挙げ、第一次の「移入業者」となっている。そして前述のように、その第一陣がまさに我々が今

足跡を辿っている北海道伊屯武華へ強制連行された「地崎組石門済南隊」である。外務省報告書の全国 135 事業所一覧において通し番号の「No.1」（地崎組伊屯武華）、「No.2」（地崎組置戸）、「No.3」（地崎組大府）、「No.4」（地崎組平岸）、「No.5」（地崎北海道第一華人収容所、これは「思想犯、強盗犯、傷害殺人犯、其他不良華人」（地崎組伊屯武華出張所の「報告書」）を収容する目的で設置された特別の「懲罰収容所」である。このような施設を引き受けているところにも、地崎組の特別の位置がうかがえる。）をはじめ最初の 11 番までを地崎組が占めている。また 1945 年 4 月 10 日付でさらに 500 人の「華人労務者」の「移入」の承認を得ていた。敗戦によりこの「移入」は実現しなかったが、地崎組は最初から最後まで熱心に中国人強制連行に従事していたのである。つまり、地崎組は政府の国策に従ってやむを得ず中国人強制連行を行った企業というわけではなく、自ら率先して政府に働きかけ、実現させた張本人の一人なのである（他には「石炭鉱業会」などが働きかけた記録が残っている）。

大府出張所の場合、前述のように、480 人の連行者に対して死亡者は 5 名で死亡率は約 1 %で、地崎組石門済南隊の送還までの全期間を通して 496 人中 31 名で、死亡率が約 6 %と全体の平均死亡率 17.5 %に比べて低いが、地崎組の事業所全体がこのように低いわけではない。つまり、地崎組が連行した中国人の健康や安全によく配慮したというわけではない。それどころか地崎組大夕張出張所では、388 人の連行者の内 148 人が死亡している。死亡率は 38%に及ぶ。地崎組全連行者 1741 人中死亡者は 330 人で死亡率 19%となり、全体平均よりやや高い。この第一次の「地崎組石門済南隊」の死者が比較的少ないのは、基本的には飛行場の拡張工事や工場建設等の地上での建設作業という主な労働内容が大夕張のような炭坑での石炭採掘などに比べて比較的安全だったことによると考えられる。そして、もう一つの要因として、これが「本格移入」の第一次だったことが挙げられる。顛末報告書には伊屯武華への「移入」に関してつぎのような記述がある、「受入事業所ノ施設ニ留意シ殊ニ本事業場ハ全国建築者第一次ノ移入アルヲ以テ宿舍及附帯設備食糧等ニ関シテハ当時ノ困難ナル資材事情ヲコクフクシ可及的ニ準備ヲ進メ置キタリ」。後述の証言があるので、これを言葉通りに受け取ることはできないが、この「全国建築者第一次ノ移入」という意識が一定の影響を与えた可能性がある。同じ地崎組に約半年後(11月5日出港)に連行されて大夕張出張所に配当された中国人たちとの運命の違いは、偶然と言わなければならない。

なお、『地崎工業百年史』（1992 年）では、戦時中の中国人の連行にも触れているが、いろいろな仕事を行った例として大府での飛行場建設工事には言及しているが、そこでの死者には触れず、最も死者の多かった大夕張出張所については全く無視している。

#### 占領軍国際検察局 (IPS) による地崎宇三郎の戦犯訴追問題

戦後占領軍は極東国際軍事裁判（「東京裁判」）の他にBC級戦犯を裁くために横浜裁判をおこなった。そこで、周知のように花岡事件及び大阪築港他、「収容所長や分所長、直接暴行を加えた監視員や憲兵ら、222件475人が裁かれているが、ここには民間企業の従



業員 38 人も含まれている。住友別子銅山、三菱尾去沢鉱山、仙台小坂鉱山、常磐炭鉱、宇部炭鉱、日本鋼管川崎、芝浦電気、日本製鉄二瀬鉱業所、日本製鉄函館、新潟鉄工所、鹿島組、浅野セメント、新潟海陸運送、大阪築港、日通隅田川支店、などの企業が捕虜労働力を利用していましたが、現場の末端管理職と現場職員ばかりが裁かれ、企業経営者は裁かれていない。さらに朝鮮人の強制労働についてはまったく裁かれなかった」（林博史『BC級戦犯裁判』（岩波新書、2005年）。こうした中で、国際検察局（IPS）は地崎組の二代目地崎宇三郎を中国人強制労働を訴因の一つとして訴追する準備を行っていたことが、米軍から返還され、日本の国会図書館に保管されているいわゆる IPS 文書の中に示されている。ここでは、一例だけを挙げると次のようである。1947年2月5日付の連合国軍最高司令官（SCAP:Supreme Commander for the Allied Powers）の文書。

5 February 1947

MEMORANDUM FOR THE RECORD

SUBJECT: CHIZAKI Usaburo

1. In the course of an investigation into the case of CHIZAKI Usaburo, Progressive Party Diet Member from the First Hokkaido District, the following facts were ascertained:

a. That CHIZAKI, as head of the CHIZAKI GUMI, a large construction company in Hokkaido, employed Korean and Chinese slave laborers during the war and that an undetermined number of these died of over-work, brutal and inhuman treatment, malnutrition and lack of medical care while so employed. This fact was reported by Mr. Howard Gilmore, Chief of the SCAP Legal Section's Hokkaido office. The Legal Section's investigation of CHIZAKI and the CHIZAKI GUMI was predicated upon the possibility that certain of the Chinese who were utilized as slave laborers by the CHIZAKI GUMI were prisoners of war. In the event that the Legal Section's investigation, which is still pending, substantiates this possibility, war crimes charges may be filed against CHIZAKI. These will be based on the contention that CHIZAKI had command responsibility for the suffering and deaths that occurred among prisoners of war working for his company. However, so many technical and legal difficulties have arisen in the course of this investigation that Mr. Gilmore doubts whether his office will be able to present a sufficiently strong case to bring CHIZAKI to trial as a war criminal. Detailed information concerning the CHIZAKI GUMI's use of slave labor during the war will be found in Initial Report of Investigation, Subject: CHIZAKI Usaburo, currently under preparation by Legal Section, SCAP.

IPS 文書、No.775012

「記録のための覚書 案件：地崎宇三郎」と題された文書の最初の部分だが、ここでは北海道の大建設会社である地崎組の社長である地崎宇三郎が、戦争中に朝鮮人や中国人の「奴隷労働者」(slave laborers)を雇ったこと、そしてこれらの者達の中で特定できない数の人々が過労、「残酷で非人間的な扱い」(brutal and inhuman treatment)、栄養不良、医療の欠乏によって被雇傭中に死亡したこと、が連合軍最高司令部北海道法務局長ハワード・ギルモアによって報告されたと述べている。また、その際、中国人の一定の人々は戦争捕虜であり、戦争犯罪人として地崎宇三郎を裁くことあり得ること、しかし「技術的及び法的な諸問題」のために実際に戦争犯罪人として訴追しうるかどうかがギルモアは疑っていること、などが記されている。これは占領軍法務担当者は地崎宇三郎が中国人強制労働を主な理由として戦争犯罪人として裁かれる可能性があるという見解を持っていたことを示

すもので、結局、どのような事情からか現在までの筆者の調査では明かではないが、地崎宇三郎は訴追されなかった。もし、訴追されていれば、中国人強制労働に関して企業経営者が裁かれる最初のケースとなりえたのである。

### 北海道訴訟と責任を否認する地崎工業

地崎組は戦後に地崎工業と改名して近年まで存続していたが、2007年に岩田建設に吸収合併され、岩田地崎建設となっている。岩田地崎建設は1999年に提訴された強制連行事件北海道訴訟で2004年に地崎工業から分割・商号変更したCKプロパティと共に被告7加害企業に含まれていた。その北海道訴訟において、地崎工業は（旧地崎工業及び新地崎工業）は「被控訴人旧地崎工業による強制連行及び強制労働の事実は否認する」と主張した。また、「国家間の戦後処理により賠償請求権が消滅した」とも主張した（北海道訴訟札幌高等裁判所判決）。つまり、地崎工業は、強制連行・強制労働について、その違法行為の存在そのものを否認し、全く反省する必要がないし補償の必要もないという姿勢を北海道訴訟において示したのである。これに対し、裁判所はこの判決において「強制連行・強制労働」に関して詳しい事実関係を審理した上で、次のように認定した。

「このような本件被害者らの身柄の拘束（中略）から我が国への輸送、さらには各事業所での労働の強制に至る一連の過程は、少なくとも条理に悖るという意味において違法であることは疑いないものといわなければならない。そこで、以下、上記のような本件被害者らの身柄の拘束から我が国への輸送、各事業者での労働の強制に至る一連の過程を「本件強制連行・強制労働」ということとし、これについて被控訴人らに対する損害賠償等の責任があるかどうか順次検討することとする。」

## 7) 日本での強制労働の経過

### (1) 地崎組伊屯武華出張所

さて、留辺蘂駅に到着した490人の中国人は、直後の4月1日に死亡した2名を除いて488人が約40km西の留辺蘂町字富士見にあるイトムカ川のほとりの地崎組伊屯武華出張所に移動し、4月2日に受入式が行われた（『資料 中国人強制連行』掲載の「華人労務者移入・配置及送還表」303頁では伊屯武華到着が「4月8日」となっているが、これは誤り。なお、「伊屯武華」とはアイヌ語で「光輝く水」の意）伊屯武華出張所の作業内容は、顛末報告書によれば野村鉱業株式会社伊屯武華鉱業所において水銀鉱山の関連施設として「沈殿池築堤並ニ社宅敷地均」

であった。野村鉱業伊屯武華鉱業所は「野村興産イトムカ鉱業所」として現在も存続して



「イトムカ鉱山発祥之地」碑。現在の野村興産イトムカ鉱業所の門前。傍らの碑文には日本の産業の発展への貢献と従業員の懐旧の思いは記されているが、ここで苛酷な強制労働によって死亡した多くの中国人及び朝鮮人労働者のことは一切触れられていない。

いるが、そのホームページによると 1939 年から水銀鉱山として操業してきたが、1973 年に採鉱部門を閉鎖し、鉱山業から含水銀廃棄物の処理を行う環境事業へ転換したという。別の資料には戦時中は軍事物資としても貴重な水銀鉱山として生産量が最大となり、東洋一の規模を誇ったという。採掘に当たっては水銀中毒の危険があり防毒マスクを着用しての採掘だった。ただし、地崎組伊屯武華出張所に連行された中国人たちは、その採掘作業には割り当てられなかったのである。伊屯武華では前述の到着 2 週間以内の死者 7 人の他に、3 名が 7 月から 9 月にかけて死亡した（7 月 10 日に關照祿（26 才）、9 月 18 日に李成（25 才）、9 月 30 日に干長徳（31 才））。死因は順に、「肺結核」、「肝臓炎及尿毒症」、「虫様突起炎」で、発病日は、はじめの二人が 3 月 21 日、最後の干長徳は死亡前日の 9 月 29 日となっている。はじめの二人は病気に罹ったまま連行されたことがわかる。伊屯武華で死亡した全 10 人のうち最後の一人だけが現地で罹った病気で死亡したことになる。つまり、死亡診断書の記述が正しいとすれば、伊屯武華での死者はすでに病気を患っていた者を無理に連行してきたことによる死者が大半であると言える。

伊屯武華での生活と労働について、生存者の証言は少ないが、今回訪問した楊印山さんは、7 日に 1 度草履が支給されたが、1 日半で履きつぶれてしまい、残りの 5 日半は履くものがなく裸足だったこと、午前中は夜明け前から仕事が始まったこと、浴槽はいつも混んでいたこと、食事は大豆粉だったが、食べたあとはお腹が苦しく、しかしトイレも見つからなかったことなどを語っていた。

北海道訴訟の原告、楊東元氏と王洪書氏の陳述録取書（弁護団による聞き取り）に基づいて、札幌高等裁判所の判決には、次の記述がある。

#### 「a. 伊屯武華出張所

被控訴人旧地崎工業は、伊屯武華出張所において、昭和 19（1944）年 4 月 8 日に第 1 次「移入」中国人 292 人及び第 2 次「移入」中国人 196 人を受け入れ、同年 10 月 27 日まで、これらの中国人を、水銀採掘のための土砂掘鑿、盛土、トロッコ押し、モッコ擔ぎ、



現在の「水銀溜め池（「56号ダム）」の跡地。土で埋められ草木を生やして、その面影はほとんどない。しかし、この盛り土の向こう側には今も「56号堆積場廃水処理施設」があり、茶色い水が見える。また、傍らの林の中に「水神」とのみ書かれた不思議な碑が建っている。裏面には「昭和十九年竣工 地崎組」と彫られている。郷土史家、中川功氏によれば、この碑文は中国人・朝鮮人労働者を含めて、この水銀溜め池工事で死亡した人々への慰霊の意味を暗示するものである。





雑役等の作業に使用した（甲4の3・5）

作業中に日本人の監督が工具を使って中国人に殴りかかるということが頻発した。

中国人の宿舎は、木造で、暖炉はあったが大変寒い状態にあった。

中国人に与えられた食事は、どんぐりの粉や大麦の粉で作った麺、マントウ、じゃが芋などであり、量が少なかった（以上につき甲39番1，甲40番1）」

この記述で注目されるのは、言うまでもなく、日本人監督が中国人に頻りに工具で殴りかかるという暴力行為があった、という証言である。また、宿舎が寒く、食糧が少なかった、という証言は、先に引用した顛末報告書の内容と食い違っている。

なお、イトムカ水銀鉱山での中国人及び朝鮮人の死者については、地崎組連行の10名を含めて中国人23名、朝鮮人24名、併せて47名の死者の氏名・年齢・死亡時期・死因が確認されている（留辺蘂町郷土研究会 中川功「イトムカ水銀鉱山の朝鮮人・中国人強制労働」（冊子、日付不明）。動員数については、中国人100人以上、朝鮮人1000人以上とされている（留辺蘂町労働組合協議会議長、佐々木勝太郎名による留辺蘂町議会議長、村井博への朝鮮人・中国人の強制連行問題の記述を教科書に復活させることなどを求めた「陳情書」（1983年1月14日付））

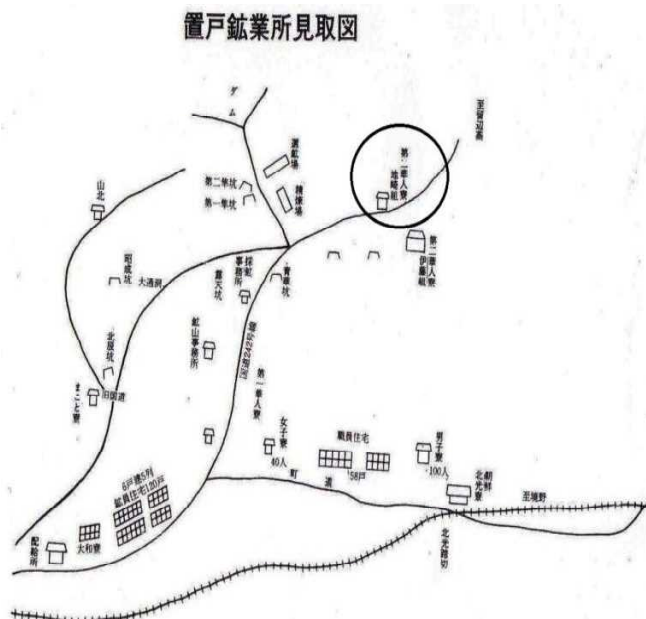
## （2）<sup>オケト</sup>置戸出張所

伊屯武華で労働中の1944年8月15日に石門隊の290人が置戸に移動させられる。置戸は伊屯武華から十数キロ西側の山間地で、やはり野村鉱業株式会社置戸鉱業所という水銀鉱山があったところである（「置戸」とはアイヌ語の「オケトウンナイ」（鹿の皮を乾かすところ）の意）。そこでの作業内容は伊屯武華と同じく「沈殿池築堤」である。この置戸についての生存者の証言は乏しい。唐燦さんは、一言、「確か汪精衛が死んだ頃、私は置戸村にいたのです」と語っている。汪精衛が名古屋で死亡したのは1944年11月10日で、石門隊は11月25日まで置戸にいたので、唐さんの記憶は正確である。楊印山さんの証言の中に次の一節がある、「青島で汽船に乗って、それから北海道の留辺蘂へ行きました。それから神戸に移動して、（そこは）大きな山の奥地でした」。この「神戸」が「置戸」を指すことは前後関係から明らかである。また、臧趁意氏の証言には、「北海道北見市の留辺蘂で3ヶ月余り整地作業していました。それから、また私たちを北見市へ連れて行きました。3ヶ月余り築堤を建設していました。」とあり、この「沈殿池」は試掘した水銀が田畑に流れ出ないようにするための「水銀沈殿池」のことと考えられる。また、食糧事情について、「ここで食べていたのは大豆粉でした。蒸したマントウは石のように硬かったです。食べるとやはりお腹が張り、痛くなって下痢しました。一日働くと私の腹は我慢できないくらい痛みました。」と述べて、そこでゆっくりと仕事をしたために、日本人の監督と派手な喧嘩になったことが語られている。北海道訴訟高裁判決では、原告の一人楊東元の証言に基づいて、次のように述べられている。「被控訴人旧地崎工業は、置戸出張所において、昭和19年（1944年）8月15日に被控訴人旧地崎工業の伊屯武華出張所への第1次「移入」中国

人 292 人のうち死亡した 2 人を除く 290 人の転入を受け、同年 11 月 25 日まで、これらの中国人を、水銀採掘のための土砂掘鑿、盛土、トロッコ押し、モッコ<sup>カツ</sup>擔ぎ、雑役等の作業に使用した（甲 4 の 3・5）

中国人の生活状況は、伊屯武華出張所と大差ないものであった（甲 39 番 1）」

なお、置戸では、地崎組関係では死亡者は出ていない。しかし、伊藤組連行の 104 名と野村鉱業連行の 24 名の計 128 名の中国人強制労働者の死亡が報告されている（『外務省報告書』第二分冊、「事業場別死傷病数」）。その中国人死者と朝鮮人死者のための慰霊碑が「置戸鉱山の歴史を語る会」、「オホーツク民衆史講座」など地元有志たちによって



右上に、地崎組の「第一華人寮 地崎組」が見える（○で囲んだ所）。『置戸町史 上巻（戦前編）』（1985年、601頁）

1976 年に建立され、毎年置戸町主催で慰霊祭が行われてきている。対照的に、現在まで伊屯武華では死亡した中国人・朝鮮人強制労働者のための慰霊碑建立も慰霊祭も行われていない。

### （3）大府出張所

置戸出張所に移動していた石門隊 290 人と伊屯武華出張所に残っていた済南隊 196 人のうち死亡した 6 人を除く 190 人が合流して 11 月 30 日に「愛知県知多郡上野町字富田陸軍航空本部知多工事本部知ヒ第一號工事」（顛末報告書）に「異動」させられる。本報告書の主題であるこの大府出張所における労働と生活等については、別に西秀成氏による詳しい報告があるので、ここでは叙述の必要上、最小限の概略だけにとどめる。

大府出張所での労働内容は、「飛行場滑走路拡張誘導路新設地均」（顛末報告書）とされている。この「飛行場」とは、陸軍航空本部の要請に基づいて、三菱重工名古屋航空機製作所が 1944 年 4 月 6 日に竣工した「三菱知多組立工場」に付設された「三菱知多飛行場」のことで、通称「大府飛行場」と呼ばれた。この組立工場で組み立てられたのは、主に「キ-67」または「飛龍」（四式重爆撃機）で、長さ約 19 メートル、翼幅約 23 メートル、



中国朝鮮人殉難慰霊碑（置戸町墓地）

最大速度 537 km/h、航続距離 3800 km という当時陸軍の最新鋭重爆撃機である。終戦までに 697 機生産された「飛龍」の大半はこの工場で生産された（三菱名古屋で 564 機、熊本に新設された三菱健軍工場で 42 機、川崎重工で約 90 機生産。松岡久光『みつびし飛行機物語』2002 年、380 頁）。このように他の出張所とは異なり、大府での労働の特徴は直接陸軍の軍需工場のための労働だったことである。他の出張所は、この後の平岸出張所を含めて、水銀鉱山や石炭油化工場の整備に関する労働であり、それぞれ軍需物資として重要だったが、直接に日本軍に関わる労働現場ではなかった。

北海道訴訟札幌高裁判決では、地崎組大府出張所について、次のように簡単に記述されている。被控訴人旧地崎工業は 1944 年 11 月 30 日から、「昭和 20 年（1945 年）6 月 25 日まで、これらの中国人を、飛行場建設のための掘鑿、盛土、トロッコ押し、モッコ<sup>カツ</sup>擔ぎ等の作業に使用した（甲 4 の 3・5）。中国人の生活状況は、宿舍がテントのようなものであったほかは、伊屯武華出張所と大差ないものであった（甲 39 番、甲 40 番 1）。」また、

2002 年に札幌地裁に提出された追加提訴の「訴状」では、「労働時間は 1 日 10 時間以上で、夜勤もあった」と記されている。

大府出張所においては 5 人が死亡した（楊洪寛（21 才、死亡年月日：1944 年 12 月 12 日。死因：膿胸）、宋学海（27 才、1945 年 1 月 29 日、作業中土砂ノ下敷、背柱捻挫）、張玉柱（39 才、1945 年 2 月 16 日、気管支炎、脚気）、王明文（39 才、1945

年 4 月 3 日、肋膜慢性腹膜炎）、李良斌（23 才、1945 年 5 月 22 日、肺結核）。死亡診断書によれば、それぞれの発病年月日は、順に 1944 年 10 月 10 日、1945 年 1 月 16 日、1945 年 1 月 10 日、1945 年 1 月 3 日、1944 年 8 月 15 日となっている。5 人目の李良斌はすでの置戸で発病し



広大な野原に立てられたばかりの整備工場の様子が窺える。この台地が中国人達の強制労働の現場だった。なお、この工場設備は、名古屋市豊山町の「三菱重工航空宇宙システム（株）」に移転され、現在も使用されている。写真出典：「三菱重工業株式会社史寫眞集」、1954年、76頁



四式重爆撃機「飛龍」(キ67)。当時最新鋭・最大の陸軍の重爆撃機。沖縄戦では福岡県大刀洗飛行場から特攻攻撃にも使用された。写真出典：『三菱重工業株式会社史寫眞集』、1954年、306頁。



ていたことになる。その他の4人はいずれも大府での発病または事故となっている。今回、劉宝辰教授の努力で、宋学海と張玉柱の遺族及び目撃者が発見され、宋学海の死亡状況がほぼ死亡診断書及び「死亡顛末書」の通りであることが確かめられた。

大府出張所の時期の注目すべきことの一つは、1945年12月から翌年6月まで米軍の度重なる名古屋空襲を連行された中国人たちが目撃していたことである。大府市は名古屋市のすぐ南の郊外に当たり、米軍のB29の来襲や名古屋市街地の炎上を目撃できる位置にある。被災した名古屋の市民たちとは全く異なる意識でこの空襲を見つめていた480人の中国人の集団がいたのである。彼らは、日本の敗北が近いこと、従って故国に帰還できる日も近いことを思ったのである。今回の訪問調査で、王連喬氏は、空襲を見たときの感想を聞かれて、「始めはとても嬉しかったです。私たちはみな戦争が終わった後に家に帰ることを考えていました。」と答えている。しかしまた付け加えてこう述べている、「でも、その後、戦争はあまりにも残酷だと思ったのです。北の方が全部空襲で壊滅してしまったのです。」なお、この文脈で「北の方」とは、大府から見て北の方、つまり名古屋市のことと考えられる。また、孔繁河氏は、私とのインタビューで（2011年10月、聊城市）、日本の敗戦と祖国への帰国を思い浮かべたとのべたあとで、私が「うれしかった」かと尋ねると、「うれしいというより心配した。日本が敗戦したら我々は機関銃で掃射されて殺されるんではという心配がありました。なにもなく安全に祖国に送還されるかまったく見当がつかない。」と答えた。つまり、喜ぶよりもむしろ銃殺を恐れたこと、ここに生命の安全も含めて一切の権利を奪われた強制連行の本質の一端が現れている。

顛末報告書には「愛知県ニ転出後日夜ノ空襲ニ依リ相当反戦気分表面化シ」と述べられている。これまで、名古屋空襲について多くが語られてきたが、このような目撃者の存在については、ほとんど伝えられて来なかった。名古屋空襲の意味を考えると、単に被害の記憶としてではなく、このような過酷な強制連行の日々を強いられていた人々をも視野に入れることは、空襲の全体像を捉える際に重要であるだろう。

また、この大府出張所の時期に石門隊の共産党関係者は密かに党支部を結成し、組織活動及び工具の破壊や隠匿などのサボタージュあるいは（ささやかで穏やかな形態ではあるが）一種の抵抗運動も行ったことも注目すべきことだろう。後にも触れる平岸での日本軍敗北後の積極的な活動を含めて、強制連行された中国人たちが、一般にイメージされるように、単にひたすら苦難に耐えていた受動的な存在であるだけでなく、戦況の推移への関心や政治活動をも組織的に実行するという能動的な側面をも持っていたことを示している。

#### （4）平岸出張所

大府での約7ヶ月の強制労働を生き延びた475人の中国人たちは、1945年6月30日に再び北海道へ移動させられる。途中、鉄道で東京を通過し、空襲で破壊された姿を目撃する。この年、東京は3月と5月の大空襲で被災したばかりであった。行き先は北海道中部の赤平町の平岸出張所であった。ここには、石炭から石油を精製する日本油化工業があっ

た。労働内容は「石炭液化ヲ目的トシタル工場建設ノ資材及ビ器材運搬ヲ企画セル側線鉄路ノ路盤築堤作業」（顛末報告書）だった。平岸での具体的な証言は乏しい。北海道訴訟札幌高裁判決では、「被控訴人旧地崎工業は、平岸出張所において、昭和20年(1945年)6月30日に被控訴人旧地崎工業の大府出張所への転入中国人（もともとは被



日本油化工場跡地全景航空写真。下側を流れているのが空知川、中央にやや湾曲しているのが鉄道線路。そこから上部の山地に至るまでのほぼ全体が工場敷地跡。現在は住宅地や農地となっている。写真提供：医療法人 博友会 平岸病院。この病院は当時、日本油化の診療所。

控訴人旧地崎工業伊屯武華出張所への第1次「移入」中国人及び第2次「移入」中国人)のうち475人の転入を受け、(中略)、同年8月20日まで、これらの中国人を、工場建設のために土砂掘鑿、盛土、トロッコ押し、モッコ<sup>カツ</sup>擔ぎ、雑役等の作業に使用した(甲4の3・5)

中国人の生活状況は、伊屯武華出張所と大差ないものであった(甲39番1、甲40番1)」

この記述で示されているように、8月15日を過ぎててもなおしばらく強制労働が続いていた。なお、平岸で強制労働中の中国人の姿を見かけた町の人の次のような証言がある(2011年9月、Y.O.氏(当時15～16才)「平岸の道を中国人労働者が手を後ろ手に縛られて、数十人数珠つなぎに歩かせられているのを見た。その列のそばには何人もの日本人監督者が手にムチを持って監視していた。ムチを振るのを見た。日本油化は立ち入り禁止だった。海軍の工場だと聞いていた。」

平岸出張所での死者は、10人だが、8月20日までの死者は2名である。あとの8人は後でやや詳しく述べるように9月に起きた中国人同士の争いで死亡したものである。終戦前の2名の死亡者は、馬春玉(25才)、死亡年月日：1945年7月4日、死因：結核性腹膜炎)、及び郭文和(36才)、1945年7月17日、死因は「自殺(剃刀による上腹部、前頸部切創)」。この郭文和の「自殺」については、顛末報告書に詳しい経過および背景が記されているの



地元の証言で二棟の華人労働者宿舎があったという場所。今は農地。

で参照してもらふことにして、詳述はしないが、要するに済南隊内部の中国人同士の特異な勢力争いの結果と記されている。済南隊第一中隊長だった郭文和は中国の「青幫<sup>チンペン</sup>」という「秘密結社デアリ宗教団体デアリ土工ノ親分子分ノ如キ仁義ヲモツモノ」の親分のような存在で、「内地航空工事当時ヨリ兼ケ大陸ニ於ル青幫制ニ依ル弟子（子分）ノ獲得ヲ為スベク物品ヲ恵与シ悪辣手段ヲ以テ現在三十名位ノ弟子（子分）ヲ有シ之ガ増員ヲ為シツヽアリタリ」と述べられており、大府出張所にいた時期に遡る背景を持っているという。そして、済南隊の他の幹部たちの憤慨を買い、「嘲罵ガ的トナリ遂ニ面子上」、割腹自殺を図ったとされている。顛末報告書のこの説明を確かめる証言等は得られていない。また、この郭文和の政治的立場についても不明である。

## 8) 日本敗戦後から送還まで

### (1) 敗戦後の中国人側の要求と闘争

「稼働停止指令」を8月20日に受けて、強制労働が停止されてから、中国人たちは、当然のことながら、待遇の改善と帰国の要求等を地崎組に対して行った。地崎組作成の「顛末報告書」はこれらの中国人の要求行動を「不当要求」、「不法行為」或いは「不穏行動」として描いているが、それは飽くまで強制連行・強制労働を不法行為とみなさない地崎組の立場を弁護する視点で書かれたもので、そのまま鵜呑みにすることはできないのは言うまでもない。顛末報告書の付属書類「紛争顛末書」には9月4日の「要求諸物資」の一覧が示されているが、そこで要求されているのは、最初に「夜具 総員一枚宛（五八七名）」があり、次に「石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨粉（各五八七名）」と続き、さらに地下足袋や靴下等の生活必需品が人数分だけ要求されている（なおここで587名とあるのは、石門済南隊に加えて8月27日に「地崎北海道第一華人収容所」の104名等の平岸への転入数を含めた数である）。つぎに、タバコやお酒、茶がつつましく要求されている、煙草の配給は一週間に二回にしてほしいとか、「酒ハ量ハ多少ヲ問ワナイガ配給シテホシイ」とか。また、「活動写真ヲ見セテホシイ」とか。そして、「我々ノ帰ル日取り其交渉ノ内容ヲ教エテクレ」と、帰国の日程を知りたいという当然の要求である。十項目の要求はいずれも「不当要求」と呼ぶべきものはないと言える。

#### 「倉庫襲撃事件」

この要求にたいして会社側は入手できる範囲で要求に応えようとするが、その過程での行き違いによって、「倉庫襲撃」事件なるものが生じた。9月4日午後、要求が未解決の時に会社側が物資を「隠送」すると「誤認」して、倉庫に押しかけ、「主食衣料其他ヲ掠奪シ一隊ハ石塚飯場転舎用貨車積込品全部ヲ掠奪シテ引揚ゲタリ」という事件である。この事件について、臧趁意氏は、「日本が降伏した後、8月16日に私たちをまだ働かせようとなりました。毎日毎朝に旗を掲揚するのです。日本の旗が上側で、中国の旗が下側でした。みんなは「おまえらは降伏したんだ。俺たちはやらない」と言い、日本の旗をびりびりと引き裂き、中国の旗だけが掲揚されて空中でほこらしくはためいていました。それ以

後、二度と日本人からいじめられることはありませんでした。門のところにあった出張所の警察をやっつけ、平岸駅にあった二つの倉庫から服や布団や砂糖や小麦粉をすっかり奪い去ってやりました。」長い過酷な強制労働から解放された中国人たちの気分がよく伝わる証言である。

### デモ行進と宣伝活動

この倉庫襲撃事件の後日、デモ行進も行われた。中国側の文献にはその様子が次のように記述されている。「倉庫襲撃の勝利で労務者たちの士気は高まった。この時、日本はすでに降伏しており、大隊部(石門隊と済南隊が合流して新たに成立したもの、大隊長は石門隊の劉平)は地崎組の上層人物と交渉し次の3つの要求を提示した。①生活を改善すること、②印刷機を一台用意し、不定期に宣伝物を発行すること、③トラックを一台用意すること。しかしながら、地崎組は応じなかった。大隊部は200名の若者を選び出し、<sup>キョウカミン</sup>姜化民をトップに朝鮮人の案内で紅旗を掲げ、鉄の棍棒を持ち、スローガンを叫びながら地崎組のある茂尻鎮でデモ行進を行った。当初、村の人々は行進の隊列を見て隠れた。武装した憲兵や警察も銃を持ってやって来たが、隊列は規律正しく秩序があり、発砲せず、強奪せず、群衆を傷つけなかった。憲兵隊長が通訳を連れてデモ隊に行動の目的を尋ね、姜化民と2名の労務者が来意を告げたところ、憲兵隊長は解決を約束した。(中略)翌日、憲兵隊長が人を寄こし、警察署と地崎組の関係者を呼び出し、協議を経て3つの要求が応じられることになった。米や小麦は好きなだけ、毎日一頭の牛あるいは羊が送られて来ることになった。印刷機も用意され、大隊部の宣伝組が不定期に宣伝物を発行し、何万字もの「日本人民に告げる書」が印刷された。主な内容は日本軍国主義分子の侵華戦争の罪を暴露し、中日両国民は共に被害者であり、団結して共に日本軍国主義に反対しようというものであった。」(ノート「日本北海道石門労工隊による党組織の建立と闘争」、所収：刘兴会《石門赴日本北海道労工队党组织的建立及斗争》《日军枪刺下的中国劳工资料及研究丛书之一 石家庄集中营》新華出版 (原載《党史博采》1989年第12期、山田花尾里訳))

ここには、平和的なデモ行進と交渉によって、食糧事情を改善し、また積極的な宣伝活動を展開した様子が描かれている。ただし、平岸の住民の中には、この一連の騒動を恐怖の体験として回顧する人もいることも付け加えなければならない。(伊藤與作「平岸での出来事と八十路回顧」、あかびらふるさと文庫 第5号96-97頁)

また、北海道慰霊実行委員会「調査報告」(1953年)に次のような興味深い記述がある。「地崎組平岸出張所の場合は、終戦後、憲兵が非常におそれ機関銃を中国人の宿舎にむけて「騒ぐとうつぞ」とイカクを示した。平岸の中国人は八路軍関係が割合に多く、「うてるならうってみろ」と堂々の隊伍をくんで憲兵を包囲し、武装解除し、その日本刀などをうばって自分たちのものにし、本当に自分たちの力で自分たちを解放した。」(『草の墓標』243頁)同様の証言を孔繁河氏も行っている(「生存者 孔繁河氏への聞き取り調査記録」参照。)

なお、外務省報告書の作成に当たって、調査員たちが各事業所を訪問して調査した覚書が残されているが、その中の一つには、「地崎組、平岸事業所」について「本事業所ニ於

テハ終戦後ニ於ケル最初ノ集団不法行為ヲナシ、又各地華勞煽動ヲ為シタルヲ以テ著名ナル」と述べられている(田中宏、松沢哲成(編)、『中国人強制連行資料 ―「外務省報告書」全五冊ほか―』所収の「現地調査報告覚書」、59頁)。評価の視点は正反対だが、同一の出来事を指し示している。

## (2) 白人捕虜との接触と米軍による物資援助

解放後の食糧や衣服等の要求運動の中で、注目されるのが、赤平町にあった「白人俘虜収容所」の捕虜と接触し、その結果、米軍飛行機によって食糧等の投下が行われたという事実である。そこでも投下された物資を巡って、「米機飛来投下物ニ依ル暴行事件」なるものが生じているが、重要なのは、中国人たちが米軍捕虜と接触し、食糧等の物資の投下を求め、米軍がそれに応えたことである。ここでは、勝利した同じ連合国側の人々として連帯が見られた。各地で報告されているように、米軍は必ずしも強制連行された中国人の擁護に回ったわけではなく、逆に弾圧する側に回ったという事実がある。しかし、平岸では米軍は中国人のために多数の飛行機による大量の物資投下を行ったのである。

この事件は、本報告書の唐燦氏の証言でも具体的に語られているが、平岸の町の人々の記憶にも今も鮮明に残っている。S. S. 氏(当時17才)の証言:「自宅の前方に華人宿舎が二棟建っていた。華人宿舎の屋根に大きな字で「中華民国万歳」と書いた。米軍機の目印としたのだろう。7才下の弟が落下傘で米軍機がドラムカンを落とすのを見た。弟は中国人からチョコレートをもらった。」

また、2011年12月9日の北海道新聞で、米軍の航空写真資料などを基にB29による「捕虜収容所補給作戦」の一環として、平岸の中国人宿舎に物資投下が行われたことを突き止めた地元の研究者の活動が報道された。

## (3) 給与支払いの有無

さて基本的な問題として、石門済南隊の中国人たちは、強制労働に対する給与の支払いを受けたのか、受けなかったのか、という問題がある。これについて、地崎組の顛末報告書は、「給与待遇」の項目で「給与ハ正當的的確ニ支払セリ」と述べ、さらに「給与待遇ニ関ス契約条項ト實際ノ支給条項」として「基本給附帶給ニ付キテハ契約通ノ支払ヲナセリ」と述べ、「終戦後稼働停止後送還迄ノ休業手当ノ支給ハ契約ニナカリシモ其ノ筋ノ命ニ依リ給与セルモノナリ」と契約にない休業手当まで支払ったと述べている。そして、「給与制度」として「訓練中ハ何レモ定額日給制度(但シ役付ハ月給ナリ)ヲ採リ一般就労期間ハ契約書ニ基ク定額五円ノ日給制ヲ採用ス(但シ役付ハ月給ナリ)」と述べ、「支払方法」としては「毎月支給スベキ賃金及要求ニ依リ乃至ハ当然徴収スベキ金額ヲ明確ニ記載シ差別交付額ヲ算出シ置キ帰還ニ際シ一括精算セリ」と帰還時にすべて精算して支払ったと書いている。また、続けて、「実物給与ニ付イテハ必要生ジタル都度一括隊長ニ手交シ系統ヲ経テ本人ニ引渡セリ」と書いている。ここから、「実物給与」は隊長を通して渡したが、賃金は本人に支払ったと読める。さらに、「支給現金ノ使途」としてこう「想像」

している、「調査困難ナルモ解放セラレテ以降送還迄ノ間自由行動ヲ取りシ際酒色及帰国土産品ニ消費セルモノ蓋シ其ノ大半ヲ占ムルモノ想像セラル」

しかし、これは果たして事実であろうか。今回の訪問調査で、生存者たちはこれを明確に否定した。

「(質問者)：賃金は支給されましたか。

唐燦：ありません。給料を支給するなんて聞いたことがありません。

(質問者)：仕事をしたのだから賃金を支給しろと要求しなかったのですか。

唐燦：そんな要求を出した人はいません。

(質問者)：要求しても賃金を支払うはずがないという考えだったのですか。

唐燦：そういう考えもありませんでした。その時だってそのような要求はしておらず、みな帰国したかったのです。」

給料の支払いについては、考えもしなかったということ、だから要求もしなかった、と語られている。事実、顛末報告書に記録されているように、日本敗戦後9月4日に平岸で行った連行者たち全体による10項目の要求にも、賃金支払い要求は含まれていない。唐燦氏らは地崎組と華北労工協会の間で交わされた「契約書」の存在そのものを知らされておらず、そこに給与支払いの取り決めが含まれていることも知らされていなかった。唐燦氏は共産党の活動中に日本軍によって逮捕され、本人の意思と無関係に日本に強制連行され強制労働に従事された。それは日本軍及び日本の警察の暴力によって強いられた一種の奴隷労働であって、「契約」にもとづいて賃金の支払いを受けるべき「労働」と意識していなかった、と考えられる。だから、給料のことではなく、帰国してこの奴隷状態から最終的に解放されることを考えた、と思われる。

唐燦氏だけではなく、今回私たちが証言を聞いた人々は誰も、給与の受給について語った人はいなかった。また他の証言者の中にもいない。臧趁意氏は「日本人は「おまえらは着るものがどうであろうと、腹いっぱい食べようと食べまいと関係ねえ。働きさえすればいいんだ」と言い、「働かせるだけ働かせて賃金は支給しませんでした。」と述べている。郭米貴氏も「帰国時にお金を持ち帰ることはなく、ただ、日本軍の外套一着と毛布一枚を持ち帰っただけでした」と述べている。同じく郭臭爾氏も、「帰るときは、お金は一銭もなく、ただ日本軍の外套一着と毛布一枚持ち帰っただけです」。胡維平氏は「1945年に日本が降伏した後、敵は追い詰められた状況の中でやっと着替えの服を一式と毛布2枚を支給しましたが、賃金は全くなく、日本が降伏して我々はようやく解放され帰国を始めたのです」と明確に賃金の受給を否定している。王文進氏も「衣服一式と毛布二枚が支給されましたが、賃金は依然として一文もありませんでした」と述べている。また、楊貴發氏の遺族は天津の塘沽到着後に前述の甥の遺骨を家族に届ける過程で日本で支給された長靴を銀貨10枚で売ったとのべている。旅費に使ったと考えられる。つまり、彼は無一文だった。もし、地崎組の顛末報告書の記載の通りに帰還時に各人に(隊長にはなく)それまでの給与(日給5円)をすべて「精算」つまり支払ったのであれば、当時として相当額の支



払いを受けていたはずである。もし、そうならば、そのことを覚えていないことは不自然であり、またせっかく支給されたばかりの長靴を帰国直後に売る必要もなかったであろう。

ただし、済南隊の孔繁河氏は、「日本から帰国する前、乗船する前、少しの金を渡された。[中略]金は船に乗って天津で中国の金に両替して、天津に 6 日間ぐらい滞在したんですが、いっしょに連行された人と食べ物を買ったり、お酒を飲んだりして、それで終わりました。それでふるさとに帰る交通費もなく、知り合いに借りて帰りました。」と証言している（2011 年 10 月 9 日、山東省聊城市での筆者とのインタビュー）。この「少しの金」の具体的な額については孔繁河氏は、「覚えていない」と語ったが、一週間の飲み食いであるほどの額だったとすれば、到底「賃金」に値する額とは考えられない。なぜなら、地崎組が主張する当時として「正当的」な 1 日 5 円の賃金を支払ったとすれば、約 1 年半の労働に対して当時のお金でおよそ 2 千 5 百円程にもなり、現在の 1 日の重労働の賃金を少なくとも 5 千円から 1 万円としても、現在の物価ではおよそ 250 万円以上にものぼるからである。

なお、北海道訴訟札幌高裁判決においては、「第 3 当裁判所の判断」の「1 事実関係」において大府関係の原告 2 名（楊東元と王洪書）について「終戦後、中国に帰国したが、その労働に対する賃金の支給を受けていない。」と事実認定している。

「移入」事業者が賃金支払いに関して虚偽の報告をしたと思われるケースとして西松建設安野出張所の場合がある。広島高等裁判所の判決には、裁判所の判断として次の事実認定が述べられている。「中国人労働者の賃金の支払方法に関して前記「華人労務者賃金基準ニ関スル通牒」に付された「華人労務者賃金基準」によれば、賃金の一定額を所定の支払日に支給し、残額を各労働者名義で郵便貯金とする旨が規定されており、被控訴人安野出張所の場合、労務係によれば、之に従い加計郵便局に各個人名義で貯金したとしているが、昭和 42 年（1967 年）11 月の広島県の調査によれば、加計郵便局の預金名簿には中国人労働者について、預貯金した形跡は全くなかった。」

前述の北海道慰霊実行委員会「調査報告」（1953 年）には地崎組平岸出張所の賃金問題に関して次のような興味深い経過が記されている。「また、帰国するとき会社側は金をくれるといったが、帰国隊は、「俺たちはやとわられてきたのではない。捕虜として連行されたのだ。そのこと（注一金のこと）（原注）については、あとで国と国と話しあって解決つきたい」といって会社がくれるのを拒否して帰国した。このことについても（注一金を受け取るか否か）（原注）相当内部でもめて、紛争もあったが、帰国部隊としてはもらわない方針をきめた。」（『草の墓標』244 頁）

我々が訪問調査で直接聞いた証言の中には、このような経過はまったく触れられていない。また、先述のデモ行進の際のリーダーとして登場した姜化民が日本への強制連行の日々についても比較的詳しく述べている自叙伝『難忘的歲月』（1991 年）にも給与または賃金に関する議論や交渉については、何も書かれていない。賃金について、どのような議論があったかの可否か、ここでは判断を差し控えたい。いずれにしても、各証言及び「契約

書」をめぐる状況等から、地崎組石門済南隊の人々は、済南隊では小遣い程度の若干の金を渡されたという証言があるが、「賃金」に相当する支払いを受けずに帰還したと考えられる。そうすると先の地崎組顛末報告書の賃金支払いに関する詳しい記述は、大半を「酒色」や土産物に消費したのだらうという侮蔑的な「想像」も含めて、まことに念の入った嘘ということになり、唾然とせざるをえない。あの記述は何のためであったのだろうか。この点に関して、中国人殉難名簿共同作成委員会による「第三篇 強制連行並びに殉難状況」の「労役賃金」の項で（『資料 中国人強制連行』644-647 頁）、日本敗戦前には「連行した中国人にはまったく賃金を支払っていない」と記している。そして、日本敗戦後には中国人の闘争によって「賃金乃至は若干の金銭」を獲得した例などがあることが示されている。そして、1944 年 12 月に賃金について定めた「華人労務者賃金基準ニ関スル通牒」及び 1945 年 2 月 5 日の「昭和十九年度華人労務者給与規定要綱」という二つの政府決定について、「一つには、いよいよ敗戦が明らかとなった一九四四年末から翌年はじめにかけて動揺した政府が、中国人強制連行と虐待にたいする責任をのがれるためであったものであり、二つには、政府と事業場との間の国家補償金とりきめによって、戦後経済の破壊と敗戦の損害にたいして結託してあらかじめ手をうったものである。」と指摘している。要するに、先の地崎組の顛末報告書の給与に関する記述も、この文脈の中で、戦犯追求を避け、しかも「国家補償金」を獲得するために、確信犯的に周到に用意した虚偽記述と考えられる。

一方で、中国人使役企業 35 社は戦後、中国人使役による「損失」に対して日本政府から多額の「政府補償金」を獲得したが、地崎組が得た額は「344 万 3502 円」にのぼる（「外務省報告書」）。現在の貨幣価値に換算すれば、およそ 30 億円以上となるだろう。

#### （4）9月23日の中国人同士の殺害事件について

地崎組石門隊において、日本敗戦後の 9 月 23 日に平岸で中国人同士の争いによって 8 人もが殺害されるという事件が発生した。日本への強制連行・強制労働の期間中に連行された中国人同士の争いによる殺害事件は他にも例がある。外務省報告書によれば、「華人相互ノ事件ハ一四件アリ概ネ戦時中ニ於ケル華人労務者ノ隊長等指導者ニ対スル不満ニ基キ隊員タル華人労務者之ヲ殺害スルモノナリ」と述べており、殺害された中国人の総数は 29 人と記されている（外務省報告書、第三分冊、38-40 頁）。ただし、一度に 8 人もの殺害にいたったケースはこの事件以外に知られていない。また、この事件は外務省報告書が分析したような隊長等への個人的な怨恨等に起因するというよりも、地崎組石門隊の内部の組織的な対立や政治的特徴等と関わりがあると考えられるので、やや詳しく考察する。

まず、地崎組顛末報告書はこの事件を次のように報告している（「不法行為」の項）。「昭和二〇年九月二十三日十二時（二十四時）（1）発生状況 馬蘭祥 30、雪山 26、謝志誠 35、楊井爾 24、劉樹鎮 27、謝靈山 21、陳正朝 21、張照福 24 以上八名ハ（1）屠刀二十九把、鉄棍七個、（2）不尊[遵]守規律、（3）隊伍編調不合意、（4）玩弄婦女、

(5) 生活不満足、(6) 兪[偷]盗物品 ノ理由ヲ以テ打殺セラレタリ」と殺害原因を記している(□内は筆者による)。

そして「(2) 被害状況」として殺害の現場及び経過について、次のように描いている。「本事件ハ華人相互間ノ軋轢ニヨリ生ジ事件現場ハ組事務所ヨリ約一軒位隔リタル華人宿舎内ト思考セラレ同宿舎内ニテ七名打殺シー名ハ平岸駅構内待合室附近逃走セルモノヲ隊員七、八名追跡シ打殺セルモノノ如シ」。事件後の遺体の処理や事件の捜査等について、中国人たちは「始末書ヲ認メ提供スルト共ニ屍体ノ処置方等一切日本官憲ノ介在ヲ拒絶シタリ」と書かれている。

そして、その「始末書」が添付されているが、そこには、首領の馬蘭祥や劉樹鎮が隊伍の編成等について不満があり、下層の組織による隊長暗殺の企てがあり、8名を教育するために縄で拘禁していたが、縄がほどけて混乱状態になり、不幸にも7名を死に至らしめ、逃亡した1名も追跡して死に至らしめた、という経過の釈明が行われている。

なお、遺体に関しては、中国人たちの送還後、10月23日に「華人宿舎西方半軒位ノ井戸ヨリ体六個堀上ゲソノ現場ヨリ更ニ東方一軒ノ畠ヨリ一個ヲ掘返シ計七個ノ屍体ハ発見シタリ」と述べられ、地元医師によって検屍が行われた後に、火葬され、平岸寺に遺骨が安置されたと記されている。また、後の一体については「附近探索セルモ見当ラズ」と書かれている。顛末報告書にこれら7人の「変死者検案書」が記載されている。いずれも氏名は「不詳」とされ、死因については、いずれも頭部や顔面を木の棍棒や鈍鉄器などによって殴打されたことによる頭蓋骨陥没等により即死したことが記されている。明らかな他殺の所見である。

さて、今回の訪問調査ではこの事件についても質問した。唐燦氏は、「当時、ある二人が劉平を殺そうとしていました。夜中に劉平が「起きろ」「起きろ」といいまして、二段ベッドの上にいる者が引きずりおろされ、鉄の棒が発見されたように覚えています。どうもその二人が外に引きずり出されて生き埋めにされたようです。」と語っている。王連喬氏は、三人の生存者の中では最も詳しく語った。「8人の労働者が殺されたと書かれています」という問いに、「5人だったように思うのですが」と答えた後に、「当時、私たちの組織が成立しており、あいつら漢奸が私たちに転覆させようとしていました。彼らは日本で何か法を犯すようなことをしようとしていたのです。」と述べた。また、「彼らは私たちに殺そうとしていました。私たちは彼らを抹殺しようと考えました」とも語っている。一方で、彼らの計画を察知して、「みんなで会議を開いたのです。彼(ら)をとっちめてやろうという話が出ました。」そして、大隊長の劉平が「彼(ら)を懲らしめてやろう、彼(ら)を傷つけてはいけない」と語ったと。つまり殺意はなかったが、「彼(ら)が逃げたので私たちは追いかけてました。(中略)その後、やってしまいました。制御できなくなったのです。みんな怒って、彼らに石をぶつけて殺したのです。」この語り方を聞くと王連喬氏自身もこの殺害に加わったのかもしれない。この点は訪問調査の時に確かめなかった。楊印山氏は、「(宿舎から)50メートルか60メートルの所に井戸があって、その中にそいつらを放り

こんだのですが、(その中の)二人は逃げていきました。その時、日本人は干渉しませんでした。」と語っている。なお、共産党組織の幹部の一人、先述の姜化民の回想録には、「6名の主要な人物を監禁し、凶器を没収し、帰国後に抗日政府に引き渡して処理してもらうことを決定した」と述べており、殺害に関しては、「過去に労務者たちは彼らから常に罰として殴られており、彼らに対して恨みを抱いていたことから、一時制御しきれなくなり、均しく殴り殺されてしまった。」(『難忘的歲月』90-91頁)と回想している。

さて、これらの証言から、何が推定できるだろうか。生存者3人の証言では、殺された人々の人数に差があり、いずれも殺害事件の全体像は把握していないことがわかる。また、殺害方法についても、そのことを踏まえた上で、証言している人々はこれらはいずれも殺害した側の人々であり、殺害された側の人々やその仲間の証言が欠けている。井戸で生き埋めにされたという証言と石をぶつけて殺害した、という違いがある。いずれも、変死体検案書の診断とは一致しない。また事前の殺害の意図の有無についても、王連喬氏の証言には一方で「私たちは彼らを抹殺しようと考えました」と殺害計画があったかのような部分もあれば、劉平隊長の殺害意図の明確な否定も記されている。また殺害された者たちが、規律違反や不法行為を行っていたという顛末報告書の記述も劉平隊長らの「始末書」の主張に基づいており、殺害された人々やその仲間の証言が一つも得られていない状況では、ただちに鵜呑みにすることには慎重でなければならない。

このように、不明確な点がいろいろと含まれているが、その中で、原因として唐燦氏は大隊長の劉平の殺害計画があったこと、王連喬氏は成立した組織の転覆計画に言及している(共産党の活動家ではなかった楊印山氏は、この点については何も語っていない)。また、姜化民によれば、殺害された者たちは強制労働の期間中に班長など幹部の立場にいた者たちだった。その姜化民の回想録(78-81頁)では、石門隊の9班の班長の構成は、「1班：新民会の幹部、2班：元抗日区公所の幹部、3班：傀儡特務関係者、4班：傀儡軍



S.S.氏(当時17才)によると中央の松の木の下に、中国人同士の殺害事件で死体が投げ入れられた井戸があったという。「中国人同士の殺害で死体を投げた井戸の場所は、ちょうど華人宿舍の裏手にある大きな松の木の下だと聞いている。あの井戸の方を見るたびに、今も死体が埋まっているのかとずっと気になっていた」。



中国人同士の殺害現場のひとつとなった平岸駅の現在の様子

の中隊の副隊長、5班：傀儡軍の班長、6班：不明、7班・8班・9班：記載なし」となっており、傀儡政府・軍の関係者が多いことがわかる。つまり、共産党系の人々が主導権を握って劉平をリーダーとして成立した組織に対して反対する人々が存在したこと、その人々が殺害された者たちであったことが推定できる。つまり、現時点までの調査では、一定の組織的な対立を背景として、日本敗戦後の新しい組織編成における主導権争いがこの事件の基本的な性格ではないかと考えられる。

#### (5)「石門済南隊」の人々の職業・政治的立場、年齢・家族構成等について

ここで、改めてこの「地崎組石門済南隊」の中国人たちの職業や政治的立場について、まとめておきたい。実は、この点で詳細は不明である。なぜならば、残されている資料、特に事業場報告書の付属資料である「個人別就労経過調査表」の「職業」欄はすべて空白であり、またすでに触れたように、「前歴」欄はすべて、石門隊も済南隊も「元俘」としか書かれていないからである。これが、実態とはかけ離れていることは、楊印山さんや楊貴発さんのように拉致された純粋な農民たちがかなり含まれていると推察されるからである。つまり、軍事作戦ではなく、「劳工狩り」作戦によって「俘虏」と詐称されて拉致・収容、そして連行された人々である。その多くは農民だったと考えられる。その一つの証拠が、死亡した31名の中で死亡診断書がのこされている22名について、その「職業」の「死亡者の職業」欄には4名が農業と記されている。他に、16名が「土工(夫)」で、2名が空白となっている。しかし、このうち大半を占める「土工(夫)」という表記は、死亡したときに「劳工」として労働させられていたことから、こう記載されている可能性が高い。従って、強制連行前の職業を示すものではない場合を含むと考えられる。そして、「家計ノ主ナル職業」という欄には、16人が「農業」と記されている。その他では、空白が4人、「土工夫」と「兵士」が各1名である。農村出身者が大半であることがわかる。そして、連行前の「前歴」として、推定されるのは、兵士及び抗日活動家と農民である。さらに、兵士及び抗日活動家の内訳として、八路軍等の共産党系の兵士と党活動家、国民党系の兵士と活動家、そして傀儡政府系の兵士たちや関係者という大きく分けて三つのグループがあった。農民を含めると地崎組済南石門隊には4つの異なる立場の集団が含まれていた。それぞれが石門隊並びに済南隊においてどれだけの割合を占めていたか、を正確に示す資料は見つかっていない。他の事業所の報告書の「個人別就労経過調査表」の中には、職業欄や前歴欄がより詳しく記載されていて、これらの構成がわかるものもある（もちろんそれがすべて正確であるとは限らない）が、地崎組石門済南隊の場合は前述のようにまったく手がかりにならない。この構成に関してはいくつかのおおまかな言及があるのみである。たとえば、唐燦氏は石門隊の「300」名について、「8割は共産党でした。地方の幹部か部隊で戦ったり、ゲリラ隊だったりしました。」と述べている。それ以外の2割については、「国民党の兵士もいました。それから半分余りは新民会や招工団の者で、日本人の信頼を失ったか、あるいは何か法を犯した者です。私たちの班長はみな新民会の者たちでした。

汪精衛の小隊長や中隊長や戦士などいました。」と内訳を語っている。ただし、唐燦氏は、傀儡軍の関係者について「日本人の信頼を失ったか、あるいは何か法をおかした者」と語っているが、これは必ずしも正確とは言えない。というのは、日本軍は劳工狩りに際して、ノルマを達成するために傀儡軍の兵士たちをも部隊単位で捕獲・収容したことが報告されているからである。かれらは、日本軍によって簡単に裏切られたのである。また、共産党員が8割という証言も、そのままでは鵜呑みにできない。というのは、石門隊の中で共産党の組織が初めて作られたのは、姜化民の回想録によれば、「1944年9月末に30余名の党員で5つの班に党小組が結成された」と述べられているからである。当時石門隊は290人で置戸にいたが、その内の30人は約1割に過ぎない。唐燦氏がいつの時点の構成を言っているか不明だが、当初は少なくとも8割というのは疑わしい。もっとずっと少なかったと考えられる。また、「1945年2月18日夜、杜世郁、姜化民、劉平、郝文会、高卓の5名が密かに宣誓式を行い党支部が成立した」と書かれており、同時にこの頃、「1班には劉平と郝文会の2名の支部委員と10名余りの党員がおり、大部分が抗日分子が逮捕された青年であり基礎がよかった」と述べられている。一つの班はおよそ30人で編成されており、1班においては共産党員の比率は約3割となる。いずれにしても8割とはほど遠い。その後、党の組織活動が進み、特に日本敗戦後の平岸においては、共産党員及びその支持者が急増したことは考えられる。また、済南隊について、姜化民は「済南隊の60%は国民党五十三軍の将校や兵士であり、彼らが領導権を掌握していた。八路軍の人員は20人余りしかいなかった。」と書いており、石門隊と済南隊の構成の基本的な違いを語っている。済南隊の中にどれだけの一般農民がおり、傀儡軍関係者がどれだけいたかについては、現在まで資料が見つかっていない。

その点に関して、他の事業所の場合について、西成田氏の集計がある（西成田豊『中国人強制連行』192-98頁）。前歴が判明する33事業所の「華人労務者就労顛末報告書」を基に集計した結果として、13592人の内軍人3641人（26.8%）、俘虜1878人（13.8%）、囚人933人（6.9%）、「通匪・土匪」204人（1.5%）、一般人6936人（51.0%）という数字を示している。そして、軍人3641人の内訳は共産党系の八路軍、共産軍、新四軍、新五軍の合計で747人（20.5%）、国民党系の中央軍と重慶軍の合計が805人（22.1%）、そして「軍人のなかで最も多いのは、日本軍が創設した中国人部隊である保安隊である。その数九九八人、軍人全体の二七・四%を占めている」。これは135事業所の中の33事業所、被連行中国人全体38935人の内の13592人（約35%）に限ったデータであり、一つの参考資料であるが、傀儡軍関係者が多いことが注目される。このデータから地崎組石門済南隊においても、かなりの数の傀儡軍関係者がいたことが推定できる。付け加えれば、「被連行中国人の職業」について63事業所の顛末報告書に基づいて22150人について集計した結果では、農業が13480人で全体の60.9%を占めている。次いで「商業・商人」が2139人で9.7%となっている。地崎組石門済南隊についても半ば以上は農民だったことが推定できる。

なお、地崎組石門済南隊の年齢構成は、10代が24人（5%）おり、20代が328人でもっ



とも多く全体の 66 %を占め、次いで 30 代が 128 人 (26%)、40 代が 15 人 (3%) で、50 代が 1 名いた。また、独身か家族持ちかについて判明する事業所は地崎組を含む土建業 63 業者中 22 業者 (34.9%) で、被連行中国人 8911 名中、独身は 4395 名 (49.3%)、「有家族」(家族持ち)は 4516 名 (50.7%) で、独身と家族持ちがほぼ半々となっている(西成田、前掲書 191 頁)。このデータが示すのは、何より半数は一家の大黒柱であり、彼らが強制連行されたあとの彼らの家族の困窮である。

このような構成と政治的立場の対立を背景として、中国人同士の殺害事件も生じたと考えられる。共産党関係者だけではなく、一般農民はもちろん、国民党や傀儡軍関係者も多く強制連行され、同じように苦難を強いられ、また多く死亡した。「地崎組石門済南隊」の死者 31 人の内、石門隊が 19 人、済南隊が 12 である。青島出港時の人数がそれぞれ 296 人と 200 人であるから、死亡率は 6.4%と 6.0%でほとんど同じである。彼らすべてが、同じように追悼され、補償されなければならないことは言うまでもない。

## 9) 送還

「地崎組石門済南隊」で最後まで生き残った人々 465 人は全員、1945 年 10 月 19 日に平岸を出発し、10 月 20 日に室蘭港を出港、10 月 30 日に塘沽港に到着した。日本に残留した者はいなかった。

顛末報告書は「送還状況」について、次のように記している。「送還ニ際シテ、本社職員北海道庁係官所轄警察官引率ノ下ニ昭和二十年十月十九日平岸現場出発二十日室蘭着同日一〇時本社責任者以下三名進駐軍憲兵付添ニテ室蘭港ヲ出港セリ 出帆ニ際シ林檎ヲ要求セシモ多数量ニ購入難キヲ進駐軍ヲ通ジ述ベタルニ華労幹部心良ク撤回セリ ソノ他事故ナシ」。進駐軍の付き添いで送還されたことがわかる。また、船中での様子について、「帰国ヲ喜ビ全員平穩ナリ」と簡潔に記述されているが、ようやく帰国できる中国人たちの感激が伝わってくる。

### 集合写真について

そして、帰国に際して中国人たちは自動車 1 台、自転車 5 台や衣服、謄写版器等を要求し、支給されるが、要求項目の中に「全員撮影ノ件」というのがあり、全員の記念撮影を求めている。会社側はそれを「受諾」したと顛末報告書には書かれている。この写真の件を今回の聞き取り調査で尋ねたが、生存者はいずれも覚えていないか、否定した。ところが、中国への訪問調査の後に閲覧できた東京華僑総会に保存されている地崎組事業場報告書のファイル中に 11 枚の集合写真及び追悼式典の写真 (のコピー) が含まれていた(本報告書に収録)。これらの集合写真には撮影場所や時期についての説明がないので、推定するしかないが、この顛末報告書の記述と写っている中国人たちの服装や 10 月 10 日の「双十節」の祝典等を考慮すると、これらの写真は送還前に、軍隊衣服を支給された(または要求運動によって獲得した)後に平岸で撮影されたものと推定できる。彼らがなぜこの全員撮影を要求したかは資料が残っていないが、1 年半に及ぶ過酷な強制労働の日々を生き延び

たこと、そして強制労働中も党建設活動や抵抗運動を行ったこと、日本敗戦後には積極的な生活改善闘争や宣伝活動を行ったことを誇りとして記念しておきたい思いがあったのかもしれない。

### 3. 遺骨送還について

生きて帰還できなかった 31 人の遺体または遺骨はどうなったか。死亡時期の順に辿ると、船中死亡とされている「楊蔵児」の遺体は下関で火葬に付されたと地崎組顛末報告書には記されているが、その遺骨がどこに安置または埋葬されたか、及び、いつ送還されたか等については記載がなく、不明である。その他の上陸後下関で死亡した 5 人についても、入院の記述はあるが、下関での埋葬や遺骨送還に関する記載がなく、不明である。1950 年代からの全国的な遺骨収集・発掘調査及び送還運動の過程で、1955 年に下関で二つの無縁墓地から中国人の遺体が折り重なって多数発見された。その数 73 体で白骨で発見され、火葬に付された。この 73 体に該当すると中央慰霊実行委員会によって推定された事業所の一つに地崎組伊屯武華出張所分として外務省報告書に記載されている前記 6 名分が含まれている。そして、これらの遺骨は 1955 年 11 月 6 日に第五次遺骨送還として、他の遺骨と合わせて 131 人分の遺骨が門司港を出港し 9 日に塘沽新港に到着した。しかし、この 73 体の中に「地崎石門済南隊」の船中死亡及び下関での死者あわせて 6 名の遺骨が含まれていたかどうかは確認できず、不明である。

次に伊屯武華での死者 10 名については、火葬され、留辺蘂の専念寺及び大雄寺に安置され、生存者送還時に捧持されて、送還された。置戸では死者はなく、大府での死者 5 人は、火葬後、地元の玄猷寺に安置され、平岸に移動の際に捧持され、平岸の浄光寺に安置され、その後 1953 年 8 月の第二次送還に際して 5 名分の遺骨が送還された。そして、平岸での死者 10 人の遺体は火葬され、平岸の浄光寺、西本願寺、本念寺に安

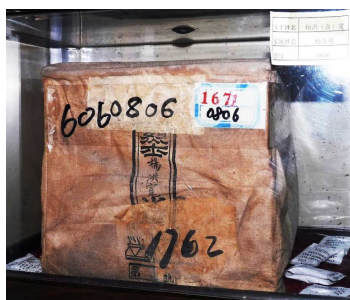


中国人の遺体が一時安置された平岸の浄光寺

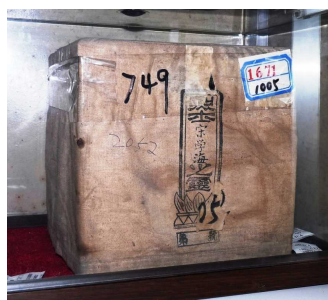
置された。このうち前述の 9 月 23 日の中国人同士の手争いによって殺害された 8 名以外の 2 名（馬春玉、郭文和）の遺骨は生存者帰還時に捧持して送還された。後の 8 人分（内 1 名は遺体発見されず）については、生存者帰還後に発掘され、検死後に火葬され、浄光寺に安置後、1953 年 8 月の第二次送還の際に、送還された。8 名分送還されたとされているが、実際には 1 名分は遺骨なしで送還されたことになる。その後、その一名分が発掘・火葬・送還されたかどうかは不明。

以上のように、「地崎組石門済南隊」は 496 人中 31 人の死亡で、死亡率が平均を大きく下回るという比較的死者の少なかったグループであるが、船中及び下関での死亡者 6 名と

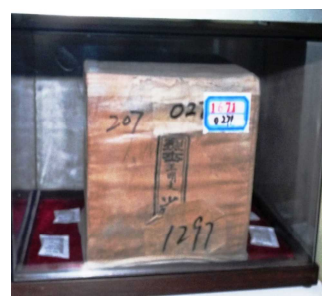
平岸での中国人同士の殺害事件の死者の内、遺骨が発見されなかった 1 名分の合わせて 7 名については、遺骨が送還されたかどうか確認されていないという状態である。付言すれば、平岸での 9 月 23 日の事件に際してどのような理由であれ 8 名を殺害した側の人々が、遺体を井戸などに約ひと月も放置したまま、埋葬もせずに帰国したことの問題は残ると言わなければならない。



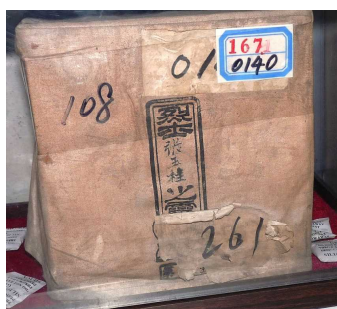
楊洪寬氏遺骨箱



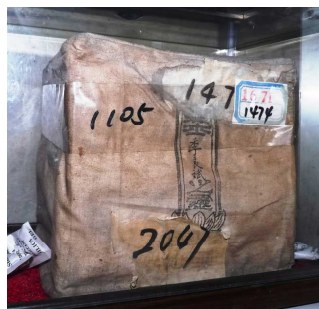
宋學海氏遺骨箱



王明文氏遺骨箱



張玉柱氏遺骨箱



李[季]良浜[斌]氏遺骨箱

「殉難烈士勞工紀念館」（中国天津市）に安置されている大府での5名の死者の遺骨箱（筆者撮影、2011年11月8日）

#### 4. 帰国後の状況について

生存者たちは中国の塘沽港に帰国すると、ただちに共産党と国民党の対立状況に直面することになる。臧趁意氏の証言には、塘沽到着後に天津市の北洋大学へ行き、国民党の戦争捕虜準備委員会に引き渡される。そして、そこに設立予定の軍事大学校で学んで、兵隊になることを求められ、それを拒否して無理矢理門を出て、故郷に帰ったという一節がある。また、王文進氏の証言には、「船に乗って塘沽に上陸し、天津の北洋大学に落ち着きましたが、国民党が私たちの中から兵隊にひっぱると聞いて私たちは解放区へ逃げました。」と述べられている。また、先に引用した、ノート「日本北海道石門勞工隊による党組織の建立と闘争」には、次のように述べられている。「船上で会合が持たれ、日本での建党工作について総括し、労務者の名簿を照合し、下船後に党組織に報告する準備をした。祖国で労務者たちを迎えたのは八路軍ではなく国民党の軍隊であった。彼らは武器を持っており、まるで敵であるかのように銃口を労務者たちに向けていた。下船後、労務者たちは列車に乗り、姜化民は用を足すふりをしてこっそり便所へ行き、準備した資料と

名簿を破棄した。」そして、天津の北洋大学に連れて行かれたあと、「抗日政府の援助の下、労務者たちを商人や職員や学生等に扮装させ、次々に天津を離れさせ、勝芳香（河北省霸県）で集合し、3日間待ったところ黨員と抗日群衆が130人余り集まった。」と続いている。双方がすでに国共内戦の準備活動をしているかのような姿が現れている。

やがて帰国から8ヶ月後の1946年6月に本当の国共内戦が再び勃発し、帰国した中国人たちもその渦の中に否応なく巻き込まれて行く。唐燦氏は帰国後共産党の軍関係の要職に就いた。王連喬氏は「家に帰らず、直接共産党の学校に行って学習したのです。当時、幹部を必要としていました。私たちが（日本へ）行った時は黨員であり、帰国後に黨員歴が回復されました。」と述べている。もともと共産黨員だったこの二人は再び党活動を行うことになるが、普通の農民だった楊印山さんも、帰国後の1946年に解放軍に参加することになる。そのことに関して、今回の聞き取り調査で、こう語っている、「（家に）帰ってから1年後に解放軍に参加しました。山西・旧チャハル・河北に行きました。六十三軍です。46年に参加しました。50年に復員して戻ってきました。それから村の主任になり、36年間務めました。」一人の農村の普通の青年が国共内戦の全期間を共産党側の兵士として戦うことになったのである。

その後、彼らの中には「文化大革命」の時期に、日本に強制連行されたことを理由に、いわれない迫害を受けた人々がいる。楊貴発さんは、息子さんの話によると、文革時に住んでいた都市武漢から農村に下放された。当時、湖北省工業庁の総務主任だったが、「国外に行ったことがあることから”改造”が必要とされたのです。」

そして帰国後65年が経過した現在に至るまで、この元「地崎組石門・済南隊」の生存者の人々は、一年半に及ぶ過酷な強制連行・強制労働に対して、地崎組及び日本政府から一言の謝罪もなく、またその労働に対する賃金もまったく支払われず、放置されたまま、多くは亡くなり、また亡くなりつつある。そして、孔繁河氏の証言にもあるように、遺族は一家の大黒柱を失ったり、将来の希望だった息子を失ったりして、どんなに悲しみ、そして戦後困難な生活を強いられたことは想像に難くない。その遺族に対しても、地崎組も日本政府も一言の謝罪や追悼の言葉もなく、また一円の補償金も支払わずにきた。遺族を捜すということすらしてこなかった。遺族の中には自分の父親や息子、或いは兄弟が、日本のどこでどのようにして亡くなったか、知らされていない人々もいると推察できる。今度判明した宋学海氏の場合のように、生存者によって遺骨が遺族に届けられ、死亡の模様も伝えられ、かつ「抗日烈士」と公に顕彰された場合もあるが、遺骨が遺族の元に届けられなかったり、遺族がそもそも不明だったりしたケースも考えられる。

#### **おわりに）大府飛行場中国人強制連行・強制労働問題の解決のために**

大府へ強制連行された480人を含む「地崎組石門済南隊」の496人（及び契約した後に出港までの移送途中で死亡した人で姓名等が特定できる人）に対して、強制連行と強制労働に関係

した企業と日本政府が為すべきことは、改めて言う必要はないかもしれないが、この不法な強制連行・強制労働の被害に対して、まず第一にその不法行為を認め謝罪すること、そして第二にその被害に対して補償すること、そして第三にこの歴史を教訓として将来の日中の友好関係を深めるために記録し後の世代に伝えることである。このいずれもがこの人々に対しては全く為されてこなかった。

### 補償問題の一括解決をめざして

中国人強制連行問題に対して、1990年代から全国各地で多くの補償要求及び訴訟が行われてきたが、被害者のほとんど（約 95 %の人々）は現在に至るまで一切の補償を受けていない。しかし、2000 年に秋田県花岡での強制労働及び虐殺事件の被害者と鹿島建設の間で和解及び補償が成立し、2007 年には西松建設訴訟での最高裁判決において、被害者救済のための関係者の努力を求める「付言」が出されたのを受けて、2009 年に西松建設との和解が成立し、補償金支払い等のための基金が設置された。そして、2011 年から三菱鉱業（現三菱マテリアル）と被害者の間で和解交渉のための取り組みが進行中である。岩田地崎建設をはじめ地崎組の後継企業はその三菱マテリアル等と共に北海道訴訟で訴えられ（1998 年～ 2007 年）、札幌高裁では不法行為を認定されたが、時効及び日中共同声明等を理由に被害者側は最終的に敗訴した。しかし、地崎組の不法行為の基本的性格は西松建設の場合と変わらないことは明かである。また、前述のように、地崎組代表の地崎宇三郎（二代目）は中国人強制連行・強制労働の主唱者でもあり、中国人強制連行の件を含めて戦後米軍検察局によって戦犯としての訴追を検討された記録がある。地崎組の歴史を引き継いだ岩田地崎建設は、この負の歴史にも責任を持ち、被害者救済のための道義的責任を果たさなければならない。また、そのことは国内外において企業としての社会的信頼を得る道でもある。しかしながら、岩田地崎建設は現在まで、被害者の要求に対して、法的弁償責任なしとして、道義的責任を無視して、被害者の声に一切耳を傾けない態度を取っている。

1951 年のサンフランシスコ平和条約や日中国交回復の際の 1972 年の日中共同声明によって、個人補償も含めた一切の補償問題は解決済みだという立場は、日本政府と地崎組を始めとする日本企業の暴力の下で、いわれなく苦しみ、または死んでいった人々の実態を知るとき、なんとむなしい議論であるかは、誰しも理解できることである。だからこそ、前述のように西松建設安野出張所での強制連行・強制労働に対する訴訟で、最高裁判所（2007 年）が「被害者救済への努力を期待する」という一文を付け加えざるを得ないのである。しかし、それは現実には、言うまでもなく長い年月をかけての日中両国の多くの人々の粘り強い取り組みがなければ実現しないことである。鹿島建設花岡事件の被害者に対する和解（2000 年 11 月）が成立したのを始めとして、今回の西松建設との和解成立（2009 年 10 月）は、具体的な和解内容などで様々な議論はあるとしても、一つの重要な流れとなり得るものである。それは、「中国人強制連行・西松建設裁判を支援する会」による今回の和



解成立後の「声明」(2009年10月23日)の最後の一節に端的に示されている、「この和解が、他の企業の問題解決を促し、ひいては日本政府が中国人強制連行問題を解決する契機となることを信じる」。具体的は、個々の企業との訴訟及び和解交渉という方法を超えて、アジア・太平洋戦争中の中国人の強制連行・強制労働に関わった日本の企業群と日本政府が和解の為の基金を作り、被害の該当者全員の一括補償を実現する道筋である。

### ドイツの「記憶・責任・未来」基金を可能にした思想

これは、始めに触れた2000年にドイツで実現した方法である。この方法が実現すれば、訴訟を起こすことの困難な多くの被害者やすでに訴訟で敗訴した被害者も含めて、救済の道が開けることになる。ドイツでも始めはそれ以前からの市民運動を背景として1990年代はじめからフォルクス・ワーゲンなど個々の企業が社史の見直しを経て、ナチ時代の強制労働の被害者に対する補償を始めたが、やがて、米国での集団訴訟を直接の契機として一括解決の流れが生じたのである。このような流れを生み出す最も重要な点の一つは、個々の被害者やその支援者の裁判闘争や企業との交渉という粘り強い努力と共に、中国人の強制連行・強制労働の被害者に対する何らかの補償は当然なされなければならないという世論が形成されることである。

ドイツでは1980年代に緑の党が何度も強制連行問題の解決の為の法案を連邦議会に提出し、その都度否決されてきた。しかし、その緑の党が社会民主党との連立政権に加わったとき、ドイツ政府と多くのドイツの関係大企業が50億マルクずつ拠出して合計100億マルク(日本円で約5500億円)の和解基金「記憶・責任・未来」が実現した(その後2006年までに48カ国約165万人に対し、総額46.5億ユーロ(約4750億円)の補償金の支払いを終えた)。そして、和解基金についての関係者の合意が成立した1999年12月17日にドイツ大統領ヨハネス・ラウが大統領声明を出し、「強制労働者に赦しを請う」演説を行った(石田勇治訳、『ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査報告書』(同基金調査団発行、2000



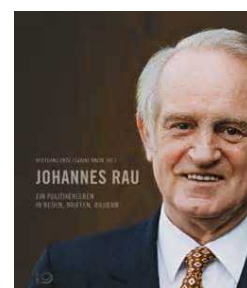
フォルクスワーゲン本社工場内の強制労働者追悼碑(1991年10月建立、ドイツ・ヴォルフスブルク市)

(碑文全文)

人種的及び政治的に  
迫害された人々として、そして  
第三帝国によって占領された  
ヨーロッパの国々から  
連行された人々として  
フォルクスワーゲン工場において  
犯罪的な体制による  
軍備増強のための酷使と  
戦争のために  
苦しんだ  
幾千の男女の強制労働者たちの  
追悼のために

(訳：南守夫)

年) 所収)。その一節、「私たちはみんな、犯罪の犠牲者が金銭によって本当は補償されないことを知っています。わたしたちはみな、何百万の男女に加えられた苦痛が取りかえしのつかないことであることを知っています。」と述べ、「奴隷労働・強制労働は正当な賃金の未払いだけを意味するものではありませんでした。それは、強制連行、故郷の喪失、権利の剥奪、人間の尊厳に対する暴力的蹂躪を意味したのです。」と強制労働問題の深さと広さへの認識を示し、死亡した人々について、「当時、命を失ったすべての人にとって、補償は遅すぎました。この間に亡くなられたすべての人々にとっても同様です。それゆえこそ今、生存者はできるだけ早く、本日合意にいたった人道的給付を受け取ることが大切です。私は、多くの人々にとって金銭など全く重要でないことを知っています。彼らは、自分の苦しみが苦しみとして認められ、自分たちに加えられた不正を不正としてみなされることを求めているのです。」と不法行為を認定することの重要性についての認識を示し、最後に「私は、ドイツの支配下で奴隷労働と強制労働をおこなわなければならなかったすべての人々に思いをはせ、ドイツ国民の名において赦しを請います。彼らの苦しみを私たちは忘れません。」と明確な謝罪の姿勢を示した。この大統領演説は、強制連行・強制労働に対する補償問題の解決を可能にしたドイツの世論の一つの到達点を示していると言えるだろう。(なお、演説中で「奴隷労働」(Sklavenarbeit)と「強制労働」(Zwangsarbeit)を区別して用いているが、これはユダヤ人等の強制収容所の囚人に対する強制労働を「奴隷労働」と呼び、一般のポーランド人やソビエト市民に対する強制労働を「強制労働」と呼ぶという使い分けが行われているのである。これは、日本には厳密には存在しなかったナチの強制収容所におけるような「殺害する目的」をも伴った極限的な強制労働を一般の強制労働と区別する意図で行われている。)



ヨハネス・ラウ (Johannes Rau) 大統領  
(第8代、任期：1999  
～2004年、社会民主党出身)

このような演説を政府の代表に可能にする世論をどのように形成するかが、日本でも問われていると言えるだろう。アジア・太平洋戦争中の深刻で明白な加害または不法行為の被害者に対して加害者である日本国及び関係企業が謝罪と補償を行うことは、当然のことであると共に、国内的には人権を擁護する社会を成熟させることにつながる行為であり、国際的には、特に中国を始めとするアジア諸国において、日本への不信を和らげ、平和な国際関係を築くことに貢献し、また当該企業にとって、アジア市場での相互互惠的な経済活動にとって有益な行為となる、という考え方がいかに共通認識として広がって行くかが、大切な一つの問題の焦点である。

はじめに触れたように、愛知県では市民運動においてもこの人々について長年月調査さへして来なかった。今年3月の調査で我々が生存者3名と1名の遺族を訪れたとき、我々を歓迎し、喜んでくれた。我々の長年の不作為にもかかわらずにである。そして、日本での死亡者の遺族について西松建設訴訟でも重要な貢献をされた河北大学の劉宝辰教授が我々の依頼を引き受けて、初めて2名の遺族を捜し当てた。そして、その遺族は、

われわれの活動に感謝の意を表してくれた。大府の地元の人々を中心に 2009 年に第一回の慰霊祭が行われ、昨年第 4 回の追悼式が行われた。2010 年の第 2 回追悼式は、別に報告があるように、2 名の生存者及びその家族を招いて行われた。来日した生存者の一人唐燦氏は追悼式での挨拶の中で、「かつて強制労働者としてこの地に連行され、今日賓客として招待された」、と述べた。

日中間の敵対意識をいたずらに煽るナショナリズムの台頭という近年の危険な状況の中で、日本政府と関係企業による戦争中の加害行為への謝罪と補償は、中国を始めとするアジア諸国において、日本への不信を和らげ、平和な国際関係を築くことに貢献するだろう。また国内的には人権を擁護する社会を成熟させることにつながる行為である。さらに当該企業にとっても、アジア市場での相互互恵的な経済活動にとっても有益な行為となるだろう。このような考え方がいかに共通認識として広がって行くかが、大切な一つの問題の焦点である。

大府の地元の人々と玄猷寺の協力で 2009 年以来毎年、慰霊祭が行われている。また愛知での中国人強制連行の歴史を残すための記念碑の建立が提起されている。さらに前述のように、生存者の要求に基づく補償問題への取り組みも始まった。そしてこれらの運動を維持・発展させるためのより広範な市民の協力の輪を広げることを趣旨として、新たに 2013 年 3 月に「愛知・大府中国人強制連行被害者を支援する会」が設立された。そして今年 9 月には大府で亡くなった 5 名の死者の内の一人、宋学海氏の弟宋殿拳氏を招待して追悼式を行い、併せて札幌での岩田地崎建設本社への補償交渉及び集会を行う予定である。これらの取り組みが、愛知県や北海道をはじめ多くの人々にこの問題への認識を深め、補償問題を含めた全面的な解決のために、貢献することが私たち課題である。

#### <資料>

- ・「華人労働者就労事情調査報告書」(外務省報告書)、外務省外交資料館所蔵、1946 年
- ・地崎組報告書(外務省に提出した報告書、「北海道 地崎組 伊屯武華出張所 No.1/2/3/4 業主 土建」、付属書類:「移入契約書」、「華人労働者就労顛末報告書 石門済南隊関係」(昭和二十一年三月二十二日報告)、「個人別就労経過調査表」、「紛争顛末書」、「変死者検案書」、「華人体格検査表」、集合写真)、東京華僑総会所蔵、1946 年
- ・田中宏、内海愛子、石飛仁(解説)、『資料 中国人強制連行』、明石書店、1987 年
- ・田中宏、内海愛子、新美隆(編)、『資料 中国人強制連行の記録』、明石書店、1990 年
- ・花岡問題全国連絡会(準)(編・発行)、『中国人強制連行・暗闇の記録』、1991 年
- ・田中宏、松沢哲成(編)、『中国人強制連行資料―外務省報告書 全五冊ほか―』、現代書館、1995 年
- ・中国人強制連行事件北海道訴訟札幌高裁判決(2007 年 6 月 28 日判決言渡)
- ・大府飛行場中国人殉難者慰霊祭実行委員会 中国強制連行訪問調査記録(生存者 3 名、遺族 1 家族の証言他、ビデオテープ、録音テープ)、2010 年 3 月 3 日-8 日
- ・劉宝辰「大府飛行場工事現場における 5 名の犠牲者についての調査説明」、2010 年 5 月 19 日

## <参考文献>

- ・中国人強制連行事件資料編纂委員会編、『草の墓標 中国人強制連行事件の記録』、新日本出版社、1964年
- ・平岡正明編著『中国人は日本で何をされたか 中国人強制連行の記録』、潮出版社、1973年
- ・野添憲治、『花岡事件の人たち ー中国人強制連行の記録ー』、評論社、1975年
- ・置戸鉦山の歴史を語る会、オホーツク民衆史講座編、「慰霊・連帯・不戦の碑 強制連行・労働中国・朝鮮人殉難慰霊、日朝中三国人民連帯と不戦の地域住民運動の記録」（冊子）、発行年不詳[1976年頃]
- ・常紋トンネル工事殉難者追悼碑建設期成会編、『トンネルの壁のなかから ー常紋トンネル工事殉難者追悼碑完成記念誌一』、1983年
- ・中央道路開削犠牲者追悼碑建設期成会編、『ル・ペ・シペの墓標 「中央道路」に斃れた囚れ人への鎮魂譜』、留辺蘂郷土研究会、1990年、2006年[第4刷改訂版]
- ・「証言する風景」刊行委員会編、『写真集 証言する風景 名古屋発/朝鮮人・中国人強制連行の記録』、風媒社、1991年
- ・姜化民、『難忘的歲月』、中国、1991年
- ・上羽修、『中国人強制連行の軌跡 「聖戦」の墓標』、青木書店、1993年
- ・NHK取材班、『幻の外務省報告書 中国人強制連行の記録』、NHK出版、1994年
- ・石飛仁、『中国人強制連行の記録』、三一書房、1997年
- ・杉原達、『中国人強制連行』、岩波書店（岩波親書785）、2002年
- ・西成田豊、『中国人強制連行』、東京大学出版会、2002年
- ・廣瀬治雄、『銃後と云う名の”戦争迷路”』、一粒社出版部、2003年
- ・鈴木武士、『中国人強制連行の生き証人たち』、高文研、2003年
- ・中国人強制連行・強制労働事件弁護団（編）、冊子『中国人強制連行 戦争末期の日本における拉致と奴隷労働』、2008年
- ・日中友好協会愛知県連合会、大府飛行場中国人殉難者慰霊祭現地準備委員会（編）、冊子『愛知における中国人強制連行』、2009年

## <映像・音声資料>

- ・『証言 中国人強制連行』、企画：日中友好協会、制：日本電波ニュース社、41分、1995年
- ・大府飛行場中国人殉難者慰霊祭実行委員会 中国強制連行訪問調査（生存者3名、遺族1家族）の記録ビデオテープ、録音テープ、2010年3月3日-8日
- ・生存者、孔繁河氏のインタビュー映像、中国山東省聊城市内、2011年11月9日

\* 東京華僑総会、尾崎吉彦氏、北海道留辺蘂町在住中川功氏、網走市在住弦巻宏史氏から貴重な資料の提供を受けた。また、平岸調査では医療法人博友会理事・谷寛治氏の協力で3名の方から目撃証言を得た。記して謝意を表す。

\* 掲載写真は出典を特に示したものを以外はすべて筆者自身による撮影である。

(みなみ・もりお /元愛知教育大学教授、「愛知・大府中国人強制連行被害者を支援する会」代表委員)